

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に
規定する人権に関する実態の公表

平成12年3月

高 知 県

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれ、「人権」は「平和」「環境」とともに21世紀のキーワードになっています。

本県においては、高知県総合計画の中に「人権」を主要な施策として位置づけ、さまざまな差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進してきました。

しかしながら、私たちの社会には、いまだに誤った知識や偏見に基づいた同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する差別といったさまざまな人権問題が存在しています。

来る21世紀を、わたしたちがそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる「人権の世紀」として築いていくことはすべての県民の皆様の願いであり、それは行政の責務であると思います。

1998年（平成10年）は国連で世界人権宣言が採択されて50年という、いわば「人権年」ともいえる年でした。県ではその年の4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、また7月には「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定しました。

条例では、人権尊重の社会づくりについての県・市町村及び県民の皆様の責務を明らかにしました。また、行動計画においては、人権教育・啓発に関する県の取り組みや企業・県民の皆様に期待する取り組みをお示ししました。

この「高知県の人権について」は、同条例第2条第2項で規定しています、人権意識の高揚を図るための県内における人権に関する実態の公表として今回、はじめて県民の皆様方にお示しするものです。

今回の公表にあたっては、人権侵害の事例や、相談機関へ相談事例の多い「同和問題」「女性」「子ども」などの人権問題を中心として掲載しました。

本書によりまして県民の皆様にあまり知られていない人権尊重への取り組みや人権が侵害されている実態を明らかにし、身近に存在している差別に気づいていただくことをねらいとしています。また、本書は人権に関する啓発資料として利用していただきたいと考えています。

今後も県では、市町村や関係機関、企業や地域の方々と協力して人権尊重の社会づくりに向けた取り組みを推進し、一日も早く差別のない明るい社会を築いていきたいと考えています。県民の皆様方も、職場や地域、家庭において差別のない、差別を許さない社会の実現に向けた積極的な取り組みをお願いします。

平成12年3月

高知県知事 橋本 大二郎

目次

はじめに

1	同和問題	1
(1)	同和問題	1
(2)	現状と課題	1
(3)	人権侵害の事例	4
ア	人権侵害事例受付件数	4
イ	人権侵害の主な事例	5
	落書き	5
	発言	6
	その他	7
(4)	人権尊重への取り組みの事例	8
(5)	相談窓口	12
2	女性	14
(1)	女性の人権	14
(2)	現状と課題	14
(3)	人権侵害の事例	16
ア	人権侵害事例の受付状況	16
イ	人権侵害の主な事例	17
	(ア) 女性に対する暴力	17
	(イ) セクシュアルハラスメント	19
(4)	人権尊重への取り組みの事例	23
(5)	相談窓口	24
3	子ども	25
(1)	子どもの人権	25
(2)	現状と課題	25
(3)	人権侵害の事例	27
ア	人権侵害事例の受付状況	27
	(ア) 児童虐待	27
	(イ) いじめ	28
	(ウ) 不登校	29
イ	人権侵害の主な事例	30
(4)	人権尊重への取り組みの事例	32
(5)	相談窓口	33

4	高齢者	34
	(1) 高齢者の人権	34
	(2) 現状と課題	34
	(3) 人権侵害の事例	36
	(4) 人権尊重への取り組みの事例	38
	(5) 相談窓口	41
5	障害者	43
	(1) 障害者の人権	43
	(2) 現状と課題	43
	(3) 人権侵害の事例	45
	(4) 人権尊重への取り組みの事例	46
	(5) 相談窓口	48
6	H I V感染者等	49
	(1) H I V感染者等の人権	49
	(2) 現状と課題	49
	(3) 人権侵害の事例	51
	(4) 人権尊重への取り組みの事例	52
	(5) 相談窓口	54
7	外国人	55
	(1) 外国人の人権	55
	(2) 現状と課題	55
	(3) 人権侵害の事例	58
	(4) 人権尊重への取り組みの事例	59
	(5) 相談窓口	61
8	人権に関する条例	62
	人権に関する相談窓口一覧	63
	おわりに	65
//////////////////// 参 考 資 料 //////////////////////////////////////		
<input type="checkbox"/>	高知県人権尊重の社会づくり条例	67
<input type="checkbox"/>	高知県人権施策基本方針	69

1 同和問題

(1) 同和問題

同和問題とは、人間として幸せに生きる権利や自由（住居及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由といった市民的権利・自由）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

明治4年に、いわゆる「解放令」が公布され、長い間続いてきた身分差別は制度のうえではなくなりました。

その後、昭和40年の国の同和対策審議会答申を受け、昭和44年に同和対策事業特別措置法が公布・施行され、ハード・ソフトにわたる同和対策事業が実施されてきました。

また、同和問題の解決に向けた取り組みは、義務教育においては教科書を無償とする法律の制定や、身元調査に悪用されていた戸籍の閲覧・請求を制限する戸籍法の改正、さらには、就職差別の防止を目的とする統一応募書類の採用など、広く人権尊重への取り組みへとつながっていきました。

しかしながら、こうした取り組みにもかかわらず、今日においても、人々の差別意識は完全に解消されておらず、同和問題の早期解決に向けた積極的な取り組みが求められています。

(2) 現状と課題

これまでの同和対策事業の実施により、同和地区の生活環境の改善や農林水産業などの基盤整備などについては、地域間較差は見られるものの、相当の成果をあげています。

一方、高等学校や大学への進学率、小・中学校における不登校率に較差が見られることや高等学校での中退率が高いことなど、同和地区の（または同和地区出身の）児童生徒の学力・進路に関わる課題（※1）や、事業所等は零細な経営規模の比率が高く、臨時や日々雇用といった不安定な就労が多いなどの実態（※2）、また、低所得者層の占める割合が依然として高く、生活保護率も県平均より高率となっている生活実態（※3）などの多くの課題が残されています。

さらには、人権侵害を受けたことがある同和地区住民がいること（※4）や、差別発言や差別落書きなどの発生があとを断たないことなど、同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないこと（※5）などを原因とした差別意識が依然として残っています。

こうした状況を踏まえ、高知県同和対策審議会答申（平成8年12月10日）では、「同和行政の今後の課題は教育・啓発、産業振興（就労）であり、これまでの取り組みの成果や反省を踏まえ、同和問題は人権問題の重要な柱であるとの認識のもと、一

日も早く解決するよう積極的に推進すべきである。」としています。

※1 学力・進路に関わる課題

(1) 高等学校・大学への進学に関わる課題

高等学校進学率(%)			
	同和 地区	高知県	全国
平成6年	85.7	94.2	96.5
平成7年	87.5	94.5	96.7
平成8年	88.8	95.6	96.8
平成9年	88.7	94.7	96.8
平成10年	90.6	95.4	96.8

*年の表示は中学校卒業年

大学進学率(%)			
	同和 地区	高知県	全国
平成6年	19.7	30.0	36.1
平成7年	15.5	30.8	37.6
平成8年	22.6	32.7	39.0
平成9年	25.4	36.4	40.7
平成10年	23.0	37.3	42.5

*年の表示は高等学校卒業年

(2) 高等学校での中途退学に関わる課題

高等学校中退率(%)			
	同和 地区	高知県	全国
平成6年	4.0	1.9	2.0
平成7年	3.6	1.7	2.1
平成8年	3.7	2.1	2.5
平成9年	3.5	2.3	2.6
平成10年	4.2	2.5	2.6

*同和地区及び高知県は、県立全日制高等学校
全国は、公・私立高等学校

(3) 小・中学校での不登校に関わる課題

小学校不登校率(%)			
	同和 地区	高知県	全国
平成9年	0.7	0.4	0.3
平成10年	1.1	0.6	0.3

中学校不登校率(%)			
	同和 地区	高知県	全国
平成9年	3.7	2.3	1.9
平成10年	7.9	3.3	2.3

※2 就業形態別有業者(%)

	雇用者			自営業	会社・団体 等の役員	その他
	常雇	パート	日雇			
a:県	51.7	10.5	8.8	18.0	1.7	9.3
b:国	65.0	6.7	2.3	11.6	6.0	8.4

a:平成5年度同和地区実態等把握調査

b:平成4年就業構造基本調査(一般調査)

※3 経済状態別世帯の比較(%)

	生活保護世帯	住民税非課税世帯	合計
a:県	11.5	30.5	42.0
b:国	15.9		15.9

a:平成5年度同和地区実態等把握調査

b:平成4年国民生活基礎調査(一般調査)

※4 平成5年度同和地区実態把握等調査結果

※5 平成8年度教育世論調査では、同和問題の研修等に一度も参加したことのない県民が67.2%もいるという結果がでています。

(3) 人権侵害の事例

ア 人権侵害事例受付件数

最近5ヶ年間の受付件数

	6年度				7年度				8年度				9年度				10年度				合計					
	発 言	落 書	書 簡	表 記	発 言	落 書	書 簡	表 記	発 言	落 書	書 簡	ネ ット	発 言	落 書	書 簡	ネ ット	そ の 他	発 言	落 書	書 簡	表 記	ネ ット	そ の 他			
	17	29	2	3	24	25	1	1	14	5	1	1	23	9	1	2	2	24	22	2	102	90	5	4	3	4
合計	51				51				21				37				48				208					

* 書簡－葉書・封書による差別文書

表記－紙片に記された差別文書、落書き

ネット－インターネット上での差別文書、落書き

その他－電話による身元調査、同和地区問い合わせなど

- ・最近5ヶ年間の件数は合計208件で年平均41.6件となっている。
- ・平成8年度は連続差別落書きの行為者が逮捕されたことによって落書きの件数が大幅に減少し、受付件数全体についても減少しているが、平成9年度から再び増加傾向にある。

イ 人権侵害の主な事例

落書き

(1) 連続落書き

平成10年4月、高知県立五台山公園「鹿の段」駐車場脇の男子小用トイレの壁面に赤の油性ペンで、縦8センチ横5.5センチの大きさと同和地区の人々を侮べつする差別用語を用いて、同和地区の人々の人間としての尊厳を傷つける内容の落書きが同公園を管理する職員によって発見されました。

その後、7月、五台山公園の「一の台」の電柱、11月・12月には、東部総合運動場内の男子トイレ、A市内マンションの駐車場、高知県保健衛生総合庁舎北側1階駐車場、高知公園追手門横公衆トイレ、A市内住宅団地内プロパンガス貯蔵庫外壁でも赤の油性ペンで書かれた同一人物のものと思われる同じ内容の落書きが連続して発見されました。

(2) 平成10年4月、B市内の量販店屋外女性トイレ入り口に赤の油性ペンで縦60センチ横30センチの大きさと、差別用語を用いて同和地区の人々を侮べつする内容の落書きが発見されました。また、同日、近くの団地集会所前の住宅配置図に縦12センチ横6センチの大きさと差別用語が書かれていました。

(3) 6月、高知市競輪場で裏に差別用語が書かれた「高知けいりん投票カード」が20枚散布されていたのが発見されました。

(4) 6月、C市内の工事現場の建築部門設計管理の看板に、差別用語を用いて同和地区の人々を侮べつする内容の落書きが釘の様な固いもので書かれているのが発見されました。

(5) 7月、D市内の公園で段ボール紙片3枚に書かれた落書きが発見されました。その内の2枚は、差別用語とともに個人名を記した落書きであり、他の1枚は、違う筆跡で障害のある人を侮べつする内容のものでした。

(6) 8月、E市内のコンビニエンスストアのシャッター4枚にわたって、差別用語を用いた落書きが発見されました。

(7) 8月、高知競輪場車券発売窓口で、裏に黒のボールペンで差別用語が書かれた千円札が発見されました。

この他にも公衆トイレや学校で差別落書きが発見されています。

差別落書きの事例は、あまりにも悪質でひどい内容のものが多く、具体的な記述はしていませんが、例えば、同和地区の人を指して「死ね」「人間ではない」「才能なし」といった極めて悪質な内容のものがありません。

差別落書きは、同和地区の人（出身の人）を意識的・意図的に侮辱し、傷つけ、また不特定多数の人に差別意識を煽るものです。また、内容が陰湿なものが多く、行為者が特定しがたいこともあり、同和地区の人に強い衝撃と大きな苦痛を与える絶対許されない行為です。また、車券を購入した千円札に差別用語が書かれていた事例については、購入した本人が書いたのかも知りませんが、誰かが書き込んだものを何人かの人がそのまま見過ごしたことも考えられます。もしそうならばその間に誰からも連絡がなかったことは残念なことです。

発言

(1) 平成10年5月、F市内の小売店に、差別用語を発しながら「店をやめろ」などという電話がありました。

(2) 平成10年11月、中学校の授業中に生徒が別の生徒に向かって差別用語を発したり、高等学校の授業中に生徒が別の生徒に障害のある人を侮辱する言葉とともに差別用語を発したことがありました。このほかにも差別用語を使った発言がありました。

(3) 平成10年11月、同和問題解決に向けて運動している団体の事務所へ差別用語を発し、「たいてにしちよれよ」と一方的に電話がありました。

差別発言は、相手の人権を侵害するだけでなく人間としての存在そのものを否定してしまう悪質で絶対許されない行為です。

学校内における差別発言のなかには、同和問題学習の不十分さなどから学習した内容を悪口に利用したり、差別用語を、遊びやふざけの中でマイナス的要素を込めて使ったり、心理的ダメージを負わす意図を持って使ったり、相手を誹謗する他の言葉と重ねて使う事例もあります。

また、差別発言をした理由の中には「酒に酔っていてつい・・・」とか「そんなつもり（差別するつもり）はなかった」などと言葉を濁す人がいます。

差別発言や差別用語の使用は、それを言った人が差別をする意図を持っているか否かに関わりなく、客観的には人を傷つけるものとなります。「差別するつもりはなかった」「差別用語と知らなかった」と言いながらもその背景には無意識にその人との差を意識しているのではないのでしょうか。差別用語の問題はその用語を使用しない、というだけではなく、その言葉の持つ差別性や差別に気づくといった人権意識の高揚が求められます。

(4) 平成10年6月、G市において市民3人が連れていた犬の事について雑談している時、飼っている犬がいらぬのなら同和地区へ持って行って捨てたら

よい、という内容の発言がありました。

(5) 平成10年6月、H町の同和地区の中学生のことについて別の生徒がクラスで話をしているときに、怖いから同和地区の話はあまりしないほうが良い、という発言がありました。

(6) 平成10年7月、I市で同和地区名を示し、何言われるかわからん、という発言がありました。

(7) 平成10年7月、J市で同和地区の人は怖いから気をつけないといかん、という発言がありました。

このような発言は、同和問題に対する誤った意識（たとえば「同和問題は怖い問題だ」といった意識）などを原因とした差別意識が言葉として現れたものです。

平成8年度に行った教育世論調査では同和問題の研修等に一度も参加したことのない県民が67.2%であるという結果が出ています。

県や市町村でも同和問題の解決に向けて人権尊重の意識が確立されるよう啓発の場を提供しています。また、イベント形式の啓発事業やワークショップ形式の研修会を実施していますので多くの県民の皆様は気軽にご参加ください。

その他

(1) 平成10年8月、県の同和対策課へ電話で「結婚に際して、県外のある地区が同和地区かどうか知りたい。県内の地区であれば、自分も知っているし、近所などで聞いたら分かることであるが、県外はわからないので、県外の県庁に問い合わせて教えてもらえるかどうか。」との問い合わせがありました。

(2) 平成11年2月、K町役場にも同和地区に関する問い合わせがありました。

同和地区の出身であるかどうかを調べる身元調査をされたり、同和地区の出身であることを理由として結婚を反対されたり（結婚差別）することがあります。

私たちの社会にはいまでもそういった差別意識が根強く残っています。そのため、同和地区の人が結婚の時など、自分や自分の子どもなどが差別を受けるのではないかという不安を抱えています。

身元や出身について調査することが、いかに、同和地区の人たちを傷つけているのか、また、差別を助長しているのか気がついていない人や、調べることを「大したことではない」と思っている人がいます。

人権問題は誰もが加害者となり同時に被害者となり得ますので、決して無関心にならず、自分のものとして、県民一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるために取り組んでいただきたいと思います。

(4) 人権尊重への取り組みの事例

ア 人権啓発フェスティバル

国では、世界人権宣言が国連で採択された12月10日（人権デー）を最終日とする一週間（12月4日から10日）を人権週間として定め、県においても、広く県民の皆様には人権意識の高揚を呼びかけています。

県では人権週間中の行事として、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、理解と関心を深めていただくとともに、人権問題の解決に県民の皆様一人ひとりが自らの課題として取り組めるよう、「明るく、楽しく」を基本としてイベント形式の啓発事業を行っています。また、各市町村でもさまざまな啓発事業を行っています。

平成11年度の「'99人権啓発フェスティバル」の内容

平成11年12月5日（日）、高知市中央公園・新京橋プラザで

人権コンサート、郷土芸能、ワークショップ、人権ウルトラクイズ、物産展・うまいもの市、フリーマーケット、人権相談、啓発パネル展示、啓発映画放映、子ども人権会議 等を行い、多くの方が会場を訪れました。

イ 同和教育推進講座

県や市町村の教育委員会では、地域と一体となった同和教育を推進していくために、毎年多くの市町村で同和教育推進講座を計画的に実施し、地域でのリーダーや指導者の養成を行っています。

講義の内容は基本的な認識に必要な6講座を中心としてビデオなどの視聴や少人数のグループ討議を行います。

平成10年度は23市町村において実施し、567名の方が修了しています。講座の始まった昭和56年から数えますと県内11,736名の修了生がいます。

講義内容

- 第1講座 「被差別部落のおこりと人々の暮らし」
- 第2講座 「部落差別は明治以降なぜ残されたか」
- 第3講座 「部落差別の実態が、現在どのように残されているか」
- 第4講座 「同和問題解決のため、運動、行政、教育がどのように行われているか」
- 第5講座 「同和問題をはじめとするさまざまな人権問題は私たちの生活とどのようなかわり合いがあるか」
- 第6講座 「自分自身が同和問題をはじめさまざまな人権問題解決のためにどのように実践、行動、生活をしていくべきか」

修了生の感想文より

私はずっと同和地区のある学校に通って同和教育を受けてきましたが、この同和教育推進講座を受講するまで、同和教育を堅苦しいものに考えがちでした。しかし、

この講座は、ゲームを活用した研修や体験型の研修などを通じて同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を広く学ぶことができましたのでいままでの同和教育に対するイメージを変えることができました。

私には同和地区出身の友人もいますし、私の母も車椅子を使って生活している障害者です。しかし、今まではこういった研修で学んだ知識と自分の実生活とを結びつけて考えることがありませんでした。いわば、差別に対して傍観者であったと思います。これからはこの講座で学んだことを、人との出会いや、つながり、生き方の中で自然に生かしていきたいと思えるようになりました。

ウ 「人権の主張」発表会

県や市町村の教育委員会などが県内の小・中・高・盲・聾・養護学校の児童生徒から同和問題をはじめとする人権問題解決のための作文や提言を募集し、「子ども人権会議」や「人権の主張」発表会を実施しています。

作文を書くことによって学校での人権に関する自主活動の活性化を図り、また、提言を人権教育施策へ反映するとともに県民の皆様の人権問題についての理解と認識を深めその解決への意欲を高めることを目的としています。

平成10年度は180校から562編の作品が寄せられました。また、発表会では県内5ヶ所の会場に2,700人の参加がありました。

「人権の主張」発表会への参加者の感想文より

・親として子どもに間違ったことを教えたくないの正しい知識を身につけることの大切さを感じました。そして、今夜、子どもに人間の平等を心におき、生きていくように言おうと思います。

・学生さんたちの意見発表には感動のしっぱなしでした。今の子どもたちは…という思いがありましたが皆さんしっかりした考えを持っておられ、こういう子どもたちがいる限り、まだまだ日本も捨てたものではないなと安心しました。それとともに我々大人も人権問題には本当に真剣に取り組んで行かなければ、子どもたちに恥ずかしいことだと思いました。

エ 学校教育、社会教育での取り組みの概要

学校教育では、教育職員の研修をふまえ、あらゆる教育活動を通じて児童生徒の同和問題に対する認識を深めるよう努めています。

県教育委員会は、同和地区児童生徒の学力向上・進路保障のための諸施策を講じるとともに、部落問題研究部など生徒の自主活動への支援等を行っています。

社会教育では、県内各地に識字学級があります。識字学級は、文字を習得するだけでなく、文字や仕事を奪われてきた厳しい差別や同和問題の現実、歴史などを学ぶことを通じて、差別を受けてきた自らの生活を振り返り、同和問題解決への道筋を学ぶ場となっています。

県教育委員会は、識字学級生の交流や識字教育指導者の育成などの支援を行っています。また、同和地区内の社会教育諸学級や子ども会の指導者研修や助成なども行っています。

オ 人権尊重に取り組む県内企業の連携に向けて

1978年の大阪同和問題企業連絡会を皮切りに、現在、全国11都府県で人権・同和問題に取り組む企業が連絡組織を結成しており、利潤追求だけでなく、人権啓発に貢献することで「グッド・カンパニー」を目指しています。

県内でも平成10年7月に策定した「人権教育のための国連10年」高知県行動計画で「啓発を推進するリーダー職員の養成」「人権が尊重される職場づくり」など企業に期待する取り組みを示しています。平成11年2月と11月には「人権啓発企業シンポジウム」も開催し、人権問題に取り組む企業の連携が必要という気運が盛り上がってきています。

カ 就職差別の防止を目的とする応募書類の統一

県教育委員会、県立高等学校、職業安定機関の三者において構成されている「高知県高等学校就職対策連絡協議会」では就職の機会均等を保障するため、応募書類の様式を全国統一応募書式とし、学校や生徒に対して社用紙（企業独自に作成した応募書類）や身上調書、戸籍謄本（抄本）、住民票などの提出を求めないことなどを企業にお願いしています。また、「従業員の採用選考時において、差別につながるおそれがあるため、特に配慮する必要のある項目」として、次の14項目を設定するなど、企業において、差別のない公正な採用選考が実施されるための取り組みを行っています。

- 1 戸籍謄（抄）本の提出
- 2 社用紙の作成
- 3 身元（家族）調査
- 4 家族の職業、家族関係、家族の健康
- 5 家族の地位、学歴、収入
- 6 家族の資産
- 7 住居状況（部屋数、間取り、道具類、道順）
- 8 宗教
- 9 支持政党
- 10 生活信条
- 11 尊敬する人物
- 12 思想
- 13 本籍、生まれ育った場所
- 14 作文（生き立ち、私の家族、父を語る等生活環境に関すること）

キ 県立高等学校における人権問題に対する自主活動

県立高等学校においては、人権問題に対する生徒の自主的な取り組みが行われています。

主として、部落問題研究部や社会問題研究部という名称の部活動の中で行われています。これは、生徒の自主活動であり、顧問の指導を受けながら同和問題をはじ

め、さまざまな人権問題について研究・発表して、学習を深めているものです。

これらの自主活動の中から人権問題に関するスライドや8ミリ映画、ビデオ作品等の視聴覚作品が多く作られています。

例えば、追手前高等学校部落問題研究部は、1975年度制作の第1作「ルポ・未解放部落」（スライド）以来、同和問題を中心として、障害者問題や高齢者問題などさまざまな人権問題について、ほぼ年に一作のペースで作品を制作し続け、平成11年の「伝想～夜間中学校生から知る学び～」(VTR)まで22作品を制作しています。平成10年度には、これらの活動に対して、地域の文化や福祉向上などに貢献した団体・個人に贈られる「第6回高新大賞」が贈られました。

また、高知工業高等学校の部落問題研究部も、1985年のルポルタージュ「坂道を超えて」（スライド）制作以来、多くの作品を制作しています。

そして、平成10年、高知東高等学校の三年生有志9人が、人権問題をテーマにしたビデオを制作しました。高校生が同和問題、在日韓国朝鮮人問題についてどう考え、取り組んでいるかを、学校生活を舞台にして描いたオリジナルなドラマ形式のビデオであり、等身大の高校生の姿が表れています。

この他にも城山高等学校や高知東工業高等学校などでも識字学級を取材したビデオ作品が制作されています。

これらの作品は、校内の文化祭で上映されたり、教職員研修会や同和教育ロングホームで教材として使われ、また、社会教育の啓発活動にも活用されています。

(5) 相談窓口

同和問題については、県の人権課や同和対策課、教育委員会人権同和教育課、市町村の人権・同和対策所管課、隣保館などで取り組んでいます。

また、人権相談・人権擁護に関することについては、法務局、人権擁護委員などによっても行われています。

高知地方法務局人権擁護課

〒780-0915

高知市小津町4-30

(088) 822-3503

高知県企画振興部人権課

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

(088) 823-9805

高知県企画振興部同和対策課

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

(088) 823-9806

高知県教育委員会人権同和教育課

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7-52

(088) 821-4765

-- 差別のない明るい社会のために -----

- (1) 差別落書きを発見した場合には、すぐに、地元の市町村役場、県人権課・同和対策課、法務局などに連絡してください。

差別落書きを不特定多数の人が見ることは、差別を助長したり、誤った差別意識を煽る危険があります。発見された方は落書きを紙などで隠す処置をお願いします。

- (2) 差別発言によって人権侵害を受けた場合などには、地元の市町村役場、県人権課・同和対策課、法務局などに連絡してください。

差別発言は同和問題についての誤った知識や偏見、また同和問題に対する認識不足や偏見を原因とするものが多く、その人の人権を侵害するだけでなく人間としての存在そのものを否定してしまう絶対に許されない行為です。

発言者には、同和問題についての正しい認識と理解を求めていく必要があります。

<同和問題に関する研修や学習に関する問い合わせ>

財団法人高知県人権啓発センターでは、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、各種の啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修会への講師派遣事業などを実施しています。

財団法人 高知県人権啓発センター
〒780-0870 高知市本町4丁目1番37号
電話 (088) 821-4681
FAX (088) 821-4440

<人権・同和教育視聴覚教材の貸し出し>

県教育委員会や(財)高知県人権啓発センターでは同和問題をはじめさまざまな人権問題に関する視聴覚教材を整備し、県民の皆様へ貸し出しサービスを行っています。

視聴覚教材

- ・同和問題
- ・障害者問題
- ・識字
- ・いじめ問題など

(県教育委員会 視聴覚ライブラリー)

映画フィルム 97本
ビデオ 86本
スライド 9本

((財) 高知県人権啓発センター)

映画フィルム 144本
スライド 29本
ビデオ 327本

(図書資料 4, 751冊)

貸し出しに関する問い合わせ先

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目1-10

高知県教育委員会視聴覚ライブラリー

電話 (088) 872-3991

FAX (088) 872-3996

生涯学習課

(088) 821-4745

(088) 821-4505

〒780-0870

高知市本町4丁目1-37

財団法人 高知県人権啓発センター

電話 (088) 821-4681

FAX (088) 821-4440

2 女性

(1) 女性の人権

国際連合憲章や世界人権宣言、国際人権規約など、これまで国際連合及び専門機関、各国において締結、採択された条約や宣言、決議、勧告等にもかかわらず、女性に対する差別が依然として広範に存在しています。

女性に対する差別は、女性の人権を侵害するばかりでなく、家族や社会、国家ひいては人類全体の繁栄、発展を阻害するものです。

また、「女子差別撤廃条約」では、女性に対する差別を「性に基づく区別、排除、又は制限である」と規定し、法律や制度はもちろん、従来見過ごされがちであった固定的な性別役割分担や、社会慣習なども含めたすべてをこの視点から見直すことにより、実質的な男女平等を基礎とする女性の人権の確立を求めています。

(2) 現状と課題

本県では、平成2年8月に「こうち女性プラン」を策定し、西暦2000年（平成12年）に向けて県の総合的な施策の方向を体系的に示すとともに、具体的な取り組みとして、「こうち女性プラン前半期推進計画」（平成2年～7年）、「こうち女性プラン後半期推進計画」（平成8年～12年）をとりまとめ、各種の女性関係施策を積極的に推進しています。

国においても労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正、さらには今後の取り組みの基本となる男女共同参画社会基本法の制定などが進められ、法律や制度上の不平等は徐々に解消されつつあります。

しかしながら、家庭や職場、地域など広く社会全体においては、いまだ、女子差別撤廃条約が指摘する「男は仕事、女は家庭（と仕事）」といった固定的な性別役割分担意識や、男女の待遇や賃金の格差、女性に対する嫌がらせや暴力など直接、間接的な差別が存在し、対等なパートナーとしての実質的な男女平等を実現するためには、なお、さまざまな課題解決に向けた取り組みが必要です。

性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「性別役割分担意識」といいます。

そういった考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担になっていきます。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取り扱うことは、もはや公正といえないでしょう。性別役割分担意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていくことが必要です。

男女共同参画社会基本法

すべての人間が個人として尊重され、社会の構成員として等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに責任を負うことは民主主義の基本です。

そして、男女が対等、平等にこの過程に参画することは、社会の意志形成が社会の構成をより正確に反映するものとなり、民主主義の成熟を促すこととなります。

こうした基本原則や、21世紀に向けて大きく変化している社会経済情勢、個人のライフスタイルの多様化や地球環境問題などさまざまな時代の変動のなかで、男女共同参画社会の実現がわが国の緊急の課題として認識されるようになりました。

男女共同参画社会基本法は、こうした時代の要請や女性に対する差別を撤廃する国際条約を背景に成立したものであり、今後のわが国の社会づくりの基本理念を示すものです。

男女雇用機会均等法

女性の職場進出はめざましく、勤続年数の伸張や職域の拡大も進んでいます。女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりは働く女性のためだけでなく、少子・高齢化が急速に進む中で、経済の活力維持のために大変重要な課題となっています。

こうした環境を整えるため、男女雇用機会均等法の改正を中心として、労働基準法、育児・介護休業法といった関係法が整備され、平成11年4月から施行されました。改正均等法には、雇用における男女の均等な取扱いの強化、母性保護の充実と、新たな課題としてポジティブ・アクションの促進、セクシュアルハラスメントの防止が盛り込まれています。企業には、改正均等法の趣旨に沿った雇用管理が求められています。

(3) 人権侵害の事例

ア 人権侵害事例の受付状況

(ア) 女性に対する暴力

高知県女性相談所の平成10年度相談件数は1,103件で、うち暴力に絡んだ相談件数は164件あり、14.9%にあたります。

(イ) セクシュアルハラスメント

職場におけるセクシュアルハラスメントについて、女性労働者及び企業から労働省高知女性少年室や県労働政策課に相談が寄せられています。

労働省高知女性少年室への相談件数（企業からのセクシュアルハラスメント防止対策相談を含む）は平成10年度は86件で、平成9年度（7件）の10倍以上となっています。

県労働政策課へは、平成10年度は相談がありませんでしたが、平成11年度は11月末日までに2件の相談がありました。

<職場におけるセクシュアルハラスメントとは>

職場におけるセクシュアルハラスメントとは、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことで就業環境を著しく悪化させること」と定義されています。

仕事を理由に性的関係を迫ったり、スキンシップと言って女性の身体に触ったり、下品な冗談を言うなど、性に関して女性が望まないことはセクシュアルハラスメントです。

性的な言動とは、性的な内容の発言や行動です。

（性的な内容の発言例）

性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、意図的に性的な噂を流布する、個人的な性的体験談を話したり尋ねたりすることなど

（性的な行動例）

性的な強要、身体への不必要な接触、強制わいせつ行為、強姦、ヌードポスター・わいせつ図画の配布や掲示など

仕事を遂行するうえでの不利益とは、解雇や降格、昇進・昇格の対象からの除外、減給等の不利益が生じる場合のことなどです。

就業環境の悪化とは、意に反する言動により、就業環境が不快なものとなされ、個人の職業能力の発揮に重大な影響が及ぶなど就業上見過ごすことができない程度の不利益や被害が生じることです。

イ 人権侵害の主な事例

(ア) 女性に対する暴力

① 平成10年6月 50才代の女性からの相談

内縁関係が10年続いています。

内縁の夫が気に入らない事があると、暴力を振るい、顔にあざができることも、たびたびあります。

別れたいと思っても、相談者は現在働いておらず、内縁の夫の収入で生活しています。

アパートは、相談者の名義で借りていますが、どうすれば内縁の夫が出ていくしてくれるのか、また、別れたあと、どのようにして生活すればよいのか、という相談がありました。

暴力は、お酒を飲んだ時に、夫がささいなことで文句を言い、そのうち相談者のほおを殴るという形が多いようです。

② 平成10年7月 20才代の女性からの相談

5年前に、10才年上の男性と結婚しましたが、夫は結婚当初から、お酒を飲むと、殴る蹴るの暴力を振るい、酒乱です。義母も同居していますが、夫の暴力を見ても、

「あんたが悪い。謝りなさい。」と夫の味方をし、相談者の話を聞いてくれません。

夫は3才の子どもにも、時々、暴力を振るい、子どもの顔にあざができたりします。

夫は相談者とケンカをする度に、「おまえとは気が合わない。顔も見たくない。」と言い、言葉での暴力による心の痛みが大きくなっています。

夫は給料を全部家計に入れてくれていましたが、相談者は養育費も何もいらないうが、子どもの親権だけは相談者とし、子どもを連れて早く離婚したいと考えています。

③ 平成10年8月 結婚して25年になる50代の女性からの相談

夫は外では、おとなしく、まじめな人で通っています。しかし、家では夕食時に、お酒を飲んで、「おかずの数が少ない。」「味付けが濃い。」などと、ささいなことからテーブルをひっくり返したり、食器を割ったりして暴れます。

最近是不況で、仕事がうまくいっていないため、余計に相談者に八つ当たりする傾向が見られます。また、4月から高校生になる予定だった子どもが、受験に失敗し、学校へも行かず、就職もしないため、夫も相談者もいらいらしており、昨日も「子どもが受験に失敗したのは、おまえのせいだ。」と、夫から足で背中を蹴られ、目の上を殴られました。

この女性は、もうこの家にはいられない、ということで、朝早くに家を出て、女性相談所に相談に来ました。今後は、夫や子どもから離れ、一人で暮らしていきたいと考えています。

セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの女性への暴力）等、女性をとりまくさまざまな暴力が、相談という形で表面化しています。

また、実際には相談できずに苦しんでいる女性はたくさんいます。

主に家庭内で繰り返される夫などの暴力は表面化しにくく、被害者が暴力を受けた事実を隠したり、加害者である夫が家庭の外では人あたりが良く、家庭内でのみ暴力をふるう等、周囲の人になかなか理解してもらえず、堪えているケースが多く、相談者にとっては、経済的・精神的不安を伴うことが多いようです。

女性への暴力は基本的人権の侵害であるという認識のもとに、女性が単に暴力から身を隠すという形ではなく、一人の人間として安心して生活できる社会を実現するための取り組みが必要です。

(イ) セクシュアルハラスメント

職場におけるセクシュアルハラスメントの事例としては、職場における不必要な身体への接触、性的な噂の流布などについての相談事例があります。

労働相談における「職場におけるセクシュアルハラスメントと考えられる」事例

①女性の少ない職場。職場で聞くに耐えない性的な話がなされ、やめてくれるように頼んでも聞き入れられない。

職場で性的な噂を流され、就業環境が悪化した。

②就職予定の事業所で研修を受けていた際、事業主から性的ないやがらせを受け、就職をあきらめた。

職場におけるセクシュアルハラスメントは、女性労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける人権問題であるとともに、女性労働者の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。

また、企業にとっても職場秩序や円滑な業務の遂行を阻害するうえ、その社会的評価を著しく低下させたり、法律上の責任を問われることにもなりかねません。

職場におけるセクシュアルハラスメントをなくすためには「どのような行為がセクハラか」といった「してはいけない行為」を示す以上に、「どのような職場環境のもとでセクシュアルハラスメントが起こるのか」「その背景には何があるのか」という、セクシュアルハラスメントが起こる可能性のある職場内の問題点を幅広く検証し、防止に向けた取り組みを進めることが大切です。

職場におけるセクシュアルハラスメント防止の担い手は、管理監督者をはじめとする全ての従業員です。

----- セクシュアルハラスメントの防止のために -----

職場でのセクシュアルハラスメントの発生にはさまざまな原因が考えられますが、

日本では男女間の性意識の違いとともに、職場において男性が女性をともに働く仲間としてみていないことに大きな原因があると思われます。

この問題を解決するためには、男性が働く女性を対等なパートナーとして位置づけ、一方でセクシュアルハラスメントに対する十分な認識と理解を持たなければなりません。

男女がともに尊重しあい、快適に働くことができるよう、働く者のそれぞれに積極的な努力が望まれます。

- ・性的固定観念、性別役割分担意識の解消の必要性

職場の中には「男は仕事、女は家庭」「男が主、女は従」といった固定的な男女の役割分担意識や、一般的に女性は能力が劣るといった固定的な考え方が根強く残っていて、その結果として、女性を一人前の職業人として扱うことを妨げていることがあります。

職場から固定的な性別役割分担意識をなくしていくことがセクシュアルハラスメントを起こさない環境づくりにつながる事を十分理解しましょう。

・女性の労働意欲や労働能力についての十分な理解と認識の必要性

「職場の花」という言葉に象徴されるように、しばしば女性に対しては、仕事そのものへの期待ではなく、「女らしさ」や気配りを求める傾向が見られます。

ひとりの職業人としての高い労働意欲と能力を持った女性に「女らしさ」のみを求めることがないようにしなければなりません。

・男女の性意識の違いに対する十分な理解と認識の必要性

男性が「性的ジョーク」あるいは「親しみの現れ」「男女関係の延長上の問題」と思っているのに対し、女性は「性的な脅威」や「地位を利用した脅かし」ととらえるケースが多いのです。

このギャップは、女性の過剰反応であるとか、被害者意識が強すぎるから起こるという問題ではありません。男性が「性的からかい」と思っているようなことでも、女性の側がそれを拒否するには相当の勇気が必要です。ましてや、そのために仕事を賭け、あらゆるものを失う覚悟が必要であるとすれば、それはもはや「暴力」であるとすらいえます。

また、日常的にある「女はかくあるべき」といった固定観念は、女性に必要以上のモラルの高さを要求するものです。実際、セクシュアルハラスメントの事件が発生した場合でも、加害者の男性に対しては、「酒の席でのこと」「普段は謹厳実直」などと同情的であることが多いことに対し、被害者であるはずの女性については、「はっきりと断らない態度が悪い」「隙があったのではないか」と言うような反感や非難、いわれのない落ち度の詮索へと発展しがちです。

男女の性意識の違いに対する理解と正しい認識が必要です。

・差別を許さない環境づくりの必要性

セクシュアルハラスメントは、「結婚したのに（子どもができたのに）どうしてやめない」といった結婚や妊娠・出産などに対する嫌悪や揶揄、「女のくせに生意気だ」というような反感、「だから女はだめだ」といった女性蔑視などのある環境の中で起こりがちです。

セクシュアルハラスメントが他の人の仕事や自尊心にどのような影響を与えて

いるかを観察し、だれかがハラスメントをしているとわかったら、「そんなことはやめろ」と進言することです。同じ職場で働く者として、セクシュアルハラスメントを発生させないようによく話し合い、必要な対策を講ずるべきです。誰かがセクシュアルハラスメントを受けていることを知ったとき、職場の皆でそれをやめさせるような行動をとることができれば、セクシュアルハラスメントの被害は相当程度防止することができます。

セクシュアルハラスメントを防止するには、厳密な意味でのセクシュアルハラスメントを問題にするだけでなく、放置すれば就業環境を害するおそれのある問題や職場におけるセクシュアルハラスメントに密接に関連した周辺の問題（グレーゾーンの問題）を取り上げる必要があります。

例)

職場で顔を合わせる度に「子どもはまだか」と繰り返し尋ねる。
飲み会で上司を含めた男性労働者の横に座ることやデュエット・お酌の強要
男性労働者が集まると時々女性労働者がいる前で性的会話をするところがある。
女性のみにお茶くみ、コピー取り、電話番をさせる
女性は「職場の花」として男性をサポートする役目に配置する。

参 考

募集・採用・配置・昇進等における女性差別の禁止

改正男女雇用機会均等法により、募集・採用、配置・昇進・教育訓練における女性差別が禁止されています。

このような取扱いは法違反です（募集・採用）

- × 「営業マン」「ウェイター」等、男性を表す職種の名称で募集する
- × 「営業職」「正社員」等について、男性のみ募集する
- × 「大卒男性20人、大卒女性若干名」等男女別の採用予定人数を明示する
- × 男性の選考を終了した後で女性の選考をする
- × 男性30才未満、女性25才未満と、年齢上限を男性より女性を低くする
- × 女性についてのみ、未婚や自宅通勤を条件とする
- × 会社案内等の資料を、男性のみに送付したり、女性に対して男性より遅い時期に送付する

- ×女性にのみ採用試験を実施する
- ×面接に際して「結婚後の就業継続の意志について」等女性のみ
一定事項の質問を行う
- ×「事務職」「一般職」「パート」等で女性のみをその対象とする
- ×「ウエイトレス」「看護婦」等女性を表す職種の名称で募集する
(看護婦・士募集等、女性のみとしないことを明記する場合は違反
とならない)

このような取扱いは違反です（配置、昇進及び教育訓練）

- ×営業職への配置にあたり、対象を男性のみとする
- ×基幹的な業務内容とする職務への配置について、女性をその対象
としない
- ×女性のみ、子どもがいることを理由に本社勤務から排除する
- ×補助的な業務を内容とする職務への配置を女性のみとする
- ×女性のみ、勤続年数が10年を越えないと昇進させない
- ×資格試験を行う場合に、試験の受験資格を女性に対して与えない

(4) 人権尊重への取り組みの事例

ア 地域社会教育活動総合事業での女性学級等の取り組み

女性が多様な能力を開発・発揮し、地域社会のあらゆる分野へ参画していくための学習活動を充実する取り組みを行っています。

平成10年度には土佐山田町内で「女性の人権と身近な法律等」と題した女性セミナーを開催しました。

イ 南国市における女性の登用促進条例の制定

南国市においては、全国で初めて「行政機関の附属機関等における男女の登用の均等の促進に関する条例」を制定し、行政附属機関における政策形成など意思決定過程に女性の参画の条例を制定しました。

ウ ポジティブ・アクション

男女の固定的な役割分担意識や過去の経緯等から、男女の間に事実上の差が生じていることが多く見受けられます。この差を解消するためには、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法上の規定を遵守することに加え、差を解消するための行政や企業の積極的かつ自主的な取り組みが必要です。この取り組みをポジティブ・アクションといいます。

県では、平成10・11年度に、雇用の場における男女の実質的機会均等の促進と企業へのポジティブ・アクションの啓発のため「働く女性のキャリアアップ講座」を開催しました。

エ 政策・方針決定過程への参画

政策・方針決定過程への女性の参画状況は、国、県においても、また、審議会などの公的な機関や民間の分野においても遅れていましたが、徐々に改善されています。

審議会等における女性委員の参画状況

国（平成11年3月31日現在）	18.6%	（H9.9.30 現在 17.4%）
県（平成11年5月1日現在）	20.8%	（H9.5.1 現在 18.5%）
高知県内の市町村の平均（平成11年4月1日現在）	16.1%	（H9.5.1 現在 15.2%）

(5) 相談窓口

ア 高知県女性相談所

高知県女性相談所では、来所・電話相談に加え、所外での巡回相談を行うとともに、併行して定期的に法律相談を設けています。

また、保護を必要としている女性の早期発見に努め、関係機関との連携を図り、必要な相談、指導及び保護等の業務を行っています。

高知県女性相談所の活動状況や女性保護事業については、県広報誌、テレビ等で広報を行い、県民の皆様に理解を訴えています。

〒780-0051

高知市愛宕町3丁目12-29

電話 (088) 822-5520

FAX (088) 822-6775

イ 県商工労働部労働政策課

職場におけるセクシュアルハラスメントなどについて労働相談員や職員が相談をお受けします。

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

電話 (088) 823-9764

FAX (088) 823-9277

ウ こうち女性総合センター

女性のさまざまな悩みや、日常生活の中で直面する問題、不安や心配ごとについて相談をお受けします。

〒780-0935

高知市旭町3丁目115番地

電話 (088) 873-9100

FAX (088) 873-9292

E-mail : sole@sole-kochi.or.jp

エ 労働省高知女性少年室(平成12年4月1日から労働省高知労働局雇用均等室)

職場におけるセクシュアルハラスメントなどについて職員が応じています。また、必要があればセクシュアルハラスメントカウンセラー(室より委嘱)に依頼します。

〒780-0074

高知市南金田48番2

電話 (088) 885-6041

FAX (088) 885-6042

3 子ども

(1) 子どもの人権

子どもは未完成な存在として考えられ、そのことが強調されることによって権利の主体として尊重されなかったり、個性等の違いによって差別されることがあります。

しかしながら、子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されることが必要です。

「児童の権利に関する条約」、いわゆる「子どもの権利条約」では、すべての児童は、性や出身などでいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されることを規定しています。

「児童の権利に関する条約」

この条約は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、1989年（平成元年）の国連の総会において採択されました。

この条約の特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。

条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。

(2) 現状と課題

近年の、少子化や核家族化の進行、受験競争の激化などにより、生活のゆとりの喪失や家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境の変化などが、子どもたちの健やかな成長に好ましくない影響を及ぼし、非行、いじめ、児童虐待などさまざまな問題を生じさせています。

次代を担う子どもたちが、健やかに成長することは県民すべての願いです。すべての子どもの人権が尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会

を築いていくためには、子どもの人権に関しさまざまな機会を通じて啓発活動を行うとともに、子どもたちが感性と活力に満ちた人間として育てていくための取り組みを積極的に推進していく必要があります。

また、子ども自身が人権を大切に、他人を差別しない人間に育てていくためには、子どもの成長や発達段階に応じた適切な教育が必要です。

県では、高知で生まれた子どもが、自然や環境に恵まれた中で心豊かに育つことを社会全体で保障する仕組みをつくるために子どもの権利を守る条例の制定に向けて取り組みを進めています。

(3) 人権侵害の事例

ア 人権侵害事例の受付状況

(ア) 児童虐待

- 過去5年間の児童虐待の相談件数
(件数は、各年度ごとに児童相談所が新規受け付けた児童数)

平成6年度	12件
平成7年度	20件
平成8年度	18件
平成9年度	32件
平成10年度	35件

- 平成10年度の児童虐待の主たる種別の内訳

身体的虐待	22件	ネグレクト(放任)	8件
心理的虐待	3件	性的虐待	2件

統計を取り始めた平成2年度には6件であったものが、平成10年度には、35件となっています。しかし、これは児童相談所が新規に受け付けた件数であり、実数の把握はできませんが、ごく一部の数であることは容易に考えられます。また、相談経路は、保健所などの公的機関からのものが80%以上となっています。

虐待の種別として、一般的には次のように分類しています。

- (1) 身体的虐待—生命・健康に危険のある身体的な暴行
 - ・外傷としては、打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など。
 - ・生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外に締め込め、一室に拘束するなど。
- (2) 性的虐待—性交、性的暴行、性的行為の強要
 - ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
 - ・性器や性交を見せる。
 - ・ポルノグラフィの被写体などに子どもを強要する。
- (3) 心理的虐待—暴言や差別など心理的外傷を与える行為
 - ・ことばによる脅かし、脅迫など。
 - ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
 - ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。

- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
 - ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- (4) ネグレクトー保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為
- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- 例えば、①家に閉じこめる（学校等に登校させない）、②重大な病気になっても病院に連れて行かない、③乳幼児を家に残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置するなど。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えてない（愛情遮断など）。
 - ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- 例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔のままにする、③極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- ・親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきです。

具体的な事例について、どういう状態から虐待であるとするのか線引きは困難ですが、児童相談所では予防的な側面からも、できるだけ範囲を広げて対応することとしています。

虐待の事実があったり、虐待が疑われるケースの場合には、児童相談所内部で直ちに協議を行い、直接児童と接する機関との連携・指導や保健・医療機関との調整などを行いながら専門の職員が対応しています。

また、中央児童相談所の虐待対応サポートチーム（医師・児童福祉司・心理判定員・保健婦で構成）は、虐待についての研修の企画、民間団体などとの連絡調整を行っています。

啓発活動としては、虐待の予防と理解を深めるため、各地域の保育所・小学校などへの巡回訪問講演（年間約100カ所予定）、福祉・医療・教育関係者を対象にした専門家講演会などを行っています。

(イ) いじめ

平成 6年度	268件	(小学校99件、中学校134件、高校35件)
平成 7年度	253件	(小学校90件、中学校119件、高校44件)
平成 8年度	190件	(小学校55件、中学校85件、高校49件、特殊教育諸学級1件)
平成 9年度	151件	(小学校37件、中学校65件、高校49件)
平成10年度	181件	(小学校51件、中学校97件、高校33件)

いじめの態様としては、「ひやかし、からかい」、「暴力を振るう」事例が多くみられます。発生件数は減少傾向にありますが、いじめは人間として許されない行為であり、いじめを受けた子どもは心に大きな傷を残すことにもなりますので、い

じめられている子どもの立場に立ち親身な指導が大切です。学校では、この問題を重大な教育課題としてとらえ、職員会議等を通じて共通理解を図り、学校全体として取り組みを進めています。

(ウ) 不登校（30日以上）

平成 6年度	704人（小学校178人、中学校526人）
平成 7年度	512人（小学校155人、中学校357人）
平成 8年度	716人（小学校201人、中学校515人）
平成 9年度	757人（小学校201人、中学校556人）
平成10年度	1,052人（小学校267人、中学校785人）

不登校は本県、全国とも増加傾向が継続しておりますが、学校、家庭、社会の要因が複雑に絡み合っており、個々の子どもに応じた対応が求められています。このため、学校にはスクールカウンセラー等を配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、市町村では適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の心の居場所づくりに努めています。

イ 人権侵害の主な事例

①アルコール依存症の父からの身体虐待のケース

A児（中1、12才）

父は厳格な祖父母に、「成績が悪い」「近所のこどもより走るのが遅い」などの些細な事で叱られながら、育てられました。大人になり、会社勤めをしていましたが、長続きせず会社を辞めてから、アルコール依存症になりました。

本児が4才の時、両親が離婚し父に引き取られ、小学4-5年の頃より家事全般を本児が行っていました。

「学校の帰りが30分遅い」「食事の味付けが悪い」などと怒鳴り、頭にこぶ、顔にはあざが出来るほど殴ることが続いています。

本児は素直で反抗も出来ず、父親を悪く言うこともなく親を気遣っていました。

顔に大きなあざを作っている姿を、家庭訪問した中学校の教師が見かねて通報しました。

現在は、施設に入所しています。

②母からの身体的虐待のケース

B児（小3、8才）

本児は3才の時両親が離婚し、その後祖父母宅で養育を受けました。

父親が再婚したため母と3人暮らしが始まりましたが、母は「本児を好きになれない。顔を見ると頭に血がのぼる。」と言い、事あるごとに叩いています。

時には、感情が抑えられなくなり夢中で叩き続けることもあります。

自分は異常ではないかと母自身が通報してきました。

現在は父とも話し合い、解決方法を探っています。

③定職を持たない父に食事も与えられず学校にも登校できない、ネグレクトのケース

C子（中1、12才）

父は幼少期家庭は貧しく、また、祖父母に口やかましく、厳しく育てられ、成人しても定職を持たず、経済的に困窮しているが公的援助を受けることも拒否しています。本児は満足に食事も与えられず、風呂にも入れないため不潔になり、「身体が臭い」と言われるのが怖く、学校へも行けません。

関係者との話し合いも拒否していましたが、本児が「学校に行きたい」と父に訴えたことから話し合いの場が持たれました。

3ヶ月間、継続的な話し合いの結果、施設へ入所しました。

④母から毎日大声で怒鳴られ続けて、心理的な虐待を受けているケース

D子（3才） E児（1才）

母は幼少期、祖父母から大声で怒鳴られながら育てられました。本児は父の居

ないときは朝から夕方まで母が大声で怒鳴り続け近所の人たちが聞くに耐えないと通報してきました。

始めの一言、二言は言い聞かすような口調であるが三言目からは「やかましー!」と言い始め、長々と怒鳴り続けます。

ひどいときは一日中続けることもあります。母の祖父母が、時々来るが祖父母も、母と同じ様な怒り方をします。

現在、保健婦の協力で子育て支援を続けています。

⑤母の内縁の夫から性的虐待を受けているケース

F子（5才、保育園児）

小児科医から不自然な出血のある女兒が診察に来ていると通報があり、出向くと下着に出血の跡がありました。

医師が母親に「虐待の疑いがある、いたずらする人に心当たりはないか」と訊ねると「ある」と答えました。この様な場合、身体の傷に加えて、心の傷が心配だからと説明して児童相談所を紹介しました。

保育園、医師など関係者でネットワークをくみ、状況を見守っています。

虐待は子どもの心身に大変深刻な影響を与えます。幼い生命を奪うこともありますし、発育が止まり、身長が伸びなくなったりもします。また、心にも大きく傷として残ります。その傷を癒さずに大人になりますと、人格形成に影響を及ぼしたり、子育てをする時、自分が受けたのと同じ虐待を繰り返すことがあります。

虐待をしている親は、自分自身の生育歴や金銭問題、夫婦間の問題など、いろいろの要素が背景にあり行っています。このため、単に親を悪者と決めつけ、指導や批判をするだけでは虐待に関する問題は解決しません。子育て不安の親や問題を抱えて苦勞している親を地域の中で孤立させないことが重要です。

(4) 人権尊重への取り組みの事例

ア お父さん出番です！家庭教育出前講座

核家族化、少子化などの家庭や家庭をとりまく環境が変化する中で、子育て不安やいじめ、不登校など、子どもをとりまく多くの課題があり、父親が家庭教育へ積極的に参加することが強く求められています。

このため、平成9年度より父親の家庭教育出前講座を企業・事業所等で開催しています。仕事の都合で、なかなか子育てについての学習会などへ参加できにくいお父さんを対象に、県や市町村が講師を企業等に派遣して、子育てについて学ぶ機会を提供しています。

イ 不登校の解決

不登校児童生徒がより早期に登校する（できる）ようになるよう、次のような取り組みを進めています。

・適応指導教室運営支援

不登校問題に対応するため、適応指導教室や民間施設などにおける継続的な活動を通じた適応指導による学校復帰のための支援やそのための方策を調査研究します。

・ふれんど・シップ・ふれあい事業

不登校の児童生徒を対象として、自然体験などを通して家族や他の子どもたちとの交流を促進し、思いやりの心などの豊かな人間性を育む場である「家庭」を見直します。

ウ 子どもの権利条約学習・啓発冊子作成

いじめや差別のない学校づくりを進めるため、児童生徒や教職員、保護者に対して子どもの権利条約の趣旨や内容を知らせ、人権意識の普及高揚を図るためのものです。小学校用、中学校・高等学校用をそれぞれ55,000部を印刷し、配布しました。現在、各学校において学級活動やホームルームなどの時間に活用されています。

(5) 相談窓口

ア 児童相談所

児童相談所への来所・電話相談に加え、巡回相談や日常の担当地区への訪問等で、相談ケースの掘り起こしを行っています。

緊急のケースの場合には、所内ですぐ協議し、関係機関と連絡をとりあいながら対応をしています。

中央児童相談所

〒781-5102
高知市大津甲770-1
電話 (088) 866-6791
FAX (088) 866-0839

幡多児童相談所

〒787-0019
中村市具同1283
電話 (0880) 37-3159
FAX (0880) 37-3205

イ 高校生心のテレホン相談

県教育委員会においては、進路や学校生活、問題行動等について、高校生や保護者の相談に電話で対応しています。

- ・日時：月、火、木、金曜 9:00～16:30
- ・電話：(088) 834-4554

ウ スクールカウンセラー

学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、学校における活用、効果等に関する実践的な研究を行っています。

- ・配置校：小・中・高校 計35校（平成11年度）

エ 心の教室相談員

公立中学校に心の教室相談員を配置し、生徒の悩み等の相談や家庭訪問、学校と地域の連携の支援など実践研究を行っています。

- ・配置校：中学校55校（平成11年度）

4 高齢者

(1) 高齢者の人権

高齢になっても自らの意思で主体的に生きたい、社会的活動に参加したいという思いは、誰もが持っています。しかしながら、個人差はありますが、多くの方は高齢になると身体の機能が低下し、また、それに伴う心理的な不安感も募り、周囲の何らかの手助け（心身のケア）が必要になってきます。

高齢者が社会の一員として、人権を尊重され、健康で生きがいをもって生活していくためには、社会の環境づくりとともに、家族をはじめとする周りの人たちが、高齢者は、長年にわたり社会の一員として活動し、貢献してきた人たちであるという意識をもち、敬意と感謝の気持ちを持って接していくことが大切です。

老人福祉法（基本理念）（昭和38年8月1日施行）

- ◎ 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。
- ◎ 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するよう努めるものとする。
- ◎ 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

老人保健福祉週間（9月15日～21日）

国民誰もが健康で安心して生きがいを持った生活を送ることのできる豊かな長寿社会をつくるためには、国民一人ひとりが高齢者の問題を身近なこととして理解し、家庭、地域社会、職場、学校等あらゆる場面で、適切に役割を果たしていくことが必要であるとの観点から、毎年老人保健福祉週間を設定し、普及、啓発に取り組んでいます。

(2) 現状と課題

近年わが国は、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急速な高齢化が進行し、後期高齢者（※1）や、高齢者のみの世帯、要介護高齢者（※2）等が増加しています。

特に、本県の老年人口比率（※3）は、平成7年の国勢調査によると、20.6%と、

全国平均の 14.5 %を大きく上回り、全国第 2 位となっています。また、将来推計によると、2005 年（平成 17 年）には 25.5 %に達することが予測され、4 人に一人が 65 歳以上の高齢者という社会が到来します。

高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいを持って暮らしていくためには、その能力等に応じた就労機会の確保などとともに、在宅・施設両面における調和のとれた保健福祉サービスの充実などの環境づくりが課題となっています。

また、高齢者を介護する家族にとって、肉体的、精神的、経済的な負担が大きいことや、ひとり暮らし世帯における「孤独死」の発生、高齢化の進行に伴って増加している痴呆性高齢者が経済的な被害にあったり、人権侵害を受けるケースが増加しています。

このような状況のなか、1999 年（平成 11 年）10 月から自己決定能力が低下している方々に対して、財産管理や権利擁護を行うシステムの構築が行われています。また、2000 年（平成 12 年）4 月からは、「介護保険制度」が実施されることになっています。高齢化先行県である本県は、介護を必要とする状態になることを予防する対策や、地域社会でトータルに支えていく仕組みづくりなどへの積極的な取り組みが必要です。

- ※1 「後期高齢者」とは、満 75 歳以上の高齢者のことをいいます。
- ※2 「要介護高齢者」とは、寝たきり高齢者及び介護を要する痴呆性高齢者のことをいいます。
- ※3 「老年人口比率」とは、総人口に占める 65 歳以上人口の割合をいいます。

＜将来の高齢化率予測＞ (％)

	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)
高知県の平均	23.6	25.5	27.3
全国平均	17.2	19.6	22.0

「都道府県の将来推計人口」(平成 9 年 5 月推計:国立社会保障・人口問題研究所)

(3) 人権侵害の事例

ア 家庭で

高齢者に対して家族が身体機能の低下を理由に厄介者扱いしたり、痴呆の症状を責めたり、自尊心を傷つけるような言動をする事例があります。

また、高齢者自身は家庭生活の中で一定の役割を果たすことを望んでいるにもかかわらず、家事や手伝いなどを家族からさせてもらえないと訴える高齢者もいます。

イ 家族の間で

痴呆症状が進行することによって、高齢者本人の判断力も低下していきます。そのことを悪用して勝手に高価な着物や貴金属、更には預金を持ち出したりして、高齢者を欺くなどの人権を無視した事例や相続問題をはっきりさせよと家族から責められたといった事例もあります。

高齢者からの同居又は独居生活の中での相談事例

- ① 同居の息子の配偶者から暴力を受けたりするので、県外の娘の家へ一時避難したが、息子に連れ戻された。このままでは将来、県外の娘の世話にはなりにくい。娘からは、相続のことなど弁護士と話し合っておくように言われている。
- ② 自分は80歳で、現在健康で自立しており、同居している家族の手伝いなどをしたいが、家族からは、厄介者扱いされ、全然させてもらえず、上げ膳、据え膳の毎日である。
- ③ 独居で軽い痴呆の症状が見られる。実の娘は、介護をいやがってしない。実際の介護は息子の配偶者が行っているが、実の娘が「〇〇（息子の配偶者）は母親の預貯金を狙っている」などと吹き込んでいる。

血のつながりのある家族間で、高齢者の介護に関するトラブルは意外に多いのが現状です。現実に介護をしている人などに対してのねぎらいや支援をすることが、良質の介護にもつながります。

介護をする家族間でトラブルを起こさないためにも、介護保険や福祉サービスの計画的な活用と併せて介護する方の心身の疲れや経済的負担に対するサポートの方法を家族間で話し合い、分担することも重要なことです。

財産、相続のことなどは、元気なうちに弁護士などと相談しておくことも必要になると思われます。

高齢者や障害のある方などはこれまで、社会的弱者とされてきましたが、年をとっても、障害があっても、その人らしい生活が送れるようにすることが大切です。そのための環境づくりが求められています。

また、高齢者の自主性を家族の間でも尊重していく必要があります。

ウ 暴力

家庭内や施設で高齢者に対して暴力をふるう事例、その暴力から逃れ、相談に行った親族からも疎んじられ、孤独と絶望にさいなまれるといった事例もあります。

高齢者を特別養護老人ホームなど施設に入所させている家族からの相談事例

- ① 入所中の父親が痴呆のある入所者から蹴られ圧迫骨折しているが、施設側、相手側家族からも一言の詫びもない。この件につき施設に苦情を言うと、父親が不利な扱いをされる心配があるので控えている。
- ② 介助の手抜きと思われる状態が見られ、臀部に褥^{じよく}そうができています。施設内で人間の尊厳にかかわるような、問題のある処遇が見られるが、施設に言っても取り上げてもらえない。

施設職員は、介助、介護に迅速な対応が常に求められています。また、介護技術のレベルの高さも必要ですが、併せて、人間の尊厳を大切にする心構えが基本です。

利用者の家族と胸を開いて話し合いができるような職員の感性を育てる研修を行うことが必要です。

(4) 人権尊重への取り組みの事例

ア 相談

在宅介護支援センターでは、高齢者自らの心配ごとや、介護に当たる家族の悩みの相談について24時間体制で応じています。また、ふくし交流プラザでも、このような相談に加えて相続などの法律相談や、親族間のトラブルなどの総合相談を受けています。

イ 理解の促進とやさしい介護技術の習得

ふくし交流プラザでは、加齢によって生じる身体や目の衰えを疑似体験できる「うらしま太郎」や、県民の皆様を対象とした介護講座が開かれています。高齢者の心身の特性を、みんなが理解することから優しさが生まれます。

ウ 痴呆症に対する啓発

痴呆症についての正しい知識と理解が求められています。県や市町村などが開催する講演会や「家族介護者教室」などにより、理解や知識の普及に取り組んでいます。

エ 地域福祉権利擁護の取り組み

加齢に伴い、判断力の低下が生じてきますので、日常的な金銭の出し入れや、介護保険の申請手続きを代行したりするなどの支援が必要となります。

このため、高知県社会福祉協議会と利用者とは契約を結び、「生活支援員」が援助する取り組みが平成11年10月から始まりました。

オ 高齢者施設などでのサービスの質の向上

老人ホームなどでの介護サービスには、高い倫理観とともに介護技術の向上が求められます。職員に対する研修やサービス評価を行い、質の向上を目指す取り組みを行っています。

また、介護苦情相談員による苦情処理を試行的に行っている施設もあります。

カ 日常生活への支援

心身機能の低下が生じても、その人らしい自立した生活がおくれるように、配食サービスや外出などの日常生活への支援、居室や風呂などを改修し、暮らしやすくする取り組みを進めています。

キ 社会参加の促進

高齢者が地域の一員として社会参加できる仕組みづくりが必要です。各地域のシルバー人材センターでの雇用の取り組みや、ふくし交流プラザでは、地域での支え合いの核となるシルバー介護士の養成を行っています。

また、生きがいのある生活は心身機能を活発にします。ふくし交流プラザでは、

シルバーカレッジやシニアスポーツ大会の開催など、生きがいの機会づくりに取り組むとともに、各地域では、交流の場となるミニデイサービスが行われています。

ク 高知県長寿憲章

平成11年10月、県では高知県長寿憲章を制定しました。

この憲章は、子どもからお年寄りまですべての世代が理解し、助け合い、高齢者が個人として、また、地域の重要な一員として尊重される社会の実現に向けて、県民の皆様一人ひとりに取り組んでいただくために制定を行ったものです。

この「高知県長寿憲章」作成にあたりましては、高齢者をはじめ、県民の皆様にも参加、協力をいただきました。

生き活き高知・長寿憲章

～つなぎあう 心 てのひら すべての世代～

わたしたちの高知では、四季の移ろい豊かな自然のなかで、人々の暖かい心がはぐくまれてきました。

高知には、「子どもしかるな、来た道よ。老いを笑うな、行く道よ。」という言い伝えがあります。人はみな来た道と行く道を抱えて、人生を旅します。道中が平穏で幸せであることは誰もの願いです。

支え合い、助け合い「高知に住んで良かった。生きてきて良かった。」と思える社会をめざして、この憲章を定めます。

わたしたちは

- ・ ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会をつくります。
- ・ 健やかな心と体づくりにつとめます。
- ・ 自分らしい日々の生活をおくり、お互いを尊重します。
- ・ 生涯学び、持てる力を社会のために活かします。
- ・ 明るく、楽しく、世代を越えて、ともに活動します。
- ・ ふるさとの自然や文化を子どもたちにつなぎます。

(平成11年10月制定：高知県長寿憲章)

(5) 相談窓口

ア シルバー110番（高知県高齢者総合相談センター）

シルバー110番では、高齢者やその家族が抱える福祉・保健・医療などの心配ごとについて、電話や来所などにより相談に応じるとともに、定期的に法律相談などの専門相談を設けています。

〒780-8567

高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ内

電話 (088) 875-0110 ・ 短縮 #8080 (プッシュ回線のみ)

FAX (088) 844-9443

E-mail: plaza294@mb.inforyoma.or.jp

イ 在宅介護支援センター

市町村には、直接又は特別養護老人ホーム等に委託して在宅介護支援センターが設けられています。

ここでは、本人や家族の相談に24時間応じられる体制が取られています。

所在地等：各市町村の高齢者福祉担当窓口にお問い合わせください。

ウ 高知県社会福祉協議会

高知県社会福祉協議会では、痴呆性高齢者や知的障害者など、自己決定能力が低下している方々が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の出し入れを支援する「地域福祉権利擁護事業」を実施しています。

〒780-8567

高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ内

電話 (088) 844-4600

FAX (088) 844-3852

エ ふくし交流プラザ

高齢者と障害のある人の福祉を推進する拠点として設置された施設で、介護の知識や福祉用具の普及・啓発、福祉マンパワーの養成・研修、障害者スポーツの振興など、幅広い事業を行っています。

〒780-8567

高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ

電話 (088) 844-9007 (高知県ふくし交流財団)

FAX (088) 844-9411

オ シルバー人材センター

高齢者は、豊かな経験と知識・技術を持っています。シルバー人材センターは、高齢者の労働能力を生かし、地域社会に貢献している公共的団体です。

〒780-0802

高知市丸池町1番1-14号

社団法人 高知県シルバー人材センター連合会

電話 (088) 880-4570

FAX (088) 883-0008

5 障害者

(1) 障害者の人権

人は誰もが、生まれながらにして、個人として尊重され、住み慣れた地域の中で幸せな生活を送る権利を持っています。しかしながら、障害者などハンディキャップのある人々は、ともすれば偏見を持たれたり、差別を受けやすい立場にあります。

「奇跡の人」として有名なヘレン・ケラーは、「障害は不自由であるが不幸ではない。障害者を不幸にしているのは社会である。」と言っています。県民一人ひとりが障害や障害のある人について正しく認識するとともに、障害のある人の思いを心から受け止め、社会の中でともに歩んでいこうという感性と姿勢が必要です。

(2) 現状と課題

障害のある人が、地域の一員としてさまざまな活動をし、自立した生活を送ろうとするとき、ハードとソフトの両面にわたる障壁（バリアー）があります。このバリアーとしては、

物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）

制度的な障壁（各種の資格制度、就職・任用試験などで障害のあることが欠格事由になっているケースなど）

文化・情報面での障壁（視覚・聴覚障害者の情報面での障害など）

意識上の障壁（無知と無関心による偏見と差別の障害者観、憐れみや同情の障害者観）

の4つがあります。

中でも大きな問題は、意識上の障壁、すなわち、社会にある心の壁です。障害のある人やその家族が、心ない言葉や視線によって、人間としての尊厳を傷つけられることがあります。

その原因には、障害に対する無知、無関心や、障害のある人に対する憐れみや同情などがありますが、こうしたことは障害のある人にとっては耐え難いものです。

このようなバリアーを取り除き、障害のある人もない人も、地域でともに生活ができる社会の実現が必要です。また、福祉サービスの充実や社会参加の機会の拡大、障害のある人や高齢者に配慮したまちづくりなどの条件の整備とともに、社会全体が障害や障害のある人について正しく理解することが必要です。

(1) 障害者へのアンケート結果 (平成9年度)

設問：障害者に対する理解

(%)

	かなり進んでいる	進んだがまだ不十分	全く進んでいない	判らない	無回答
身体障害者	12.7	38.3	5.8	33.2	10.0
知的障害者	7.1	43.6	9.5	31.4	8.4

(2) 県民世論調査結果 (平成7年度)

設問A：精神障害者に対するイメージ (%、複数回答、項目抜粋)

変わっている	まじめな	明るい	暗い	こわい	やさしい	気を使う	敏感	普通の人と変わらない
29.9	41.4	5.7	33.3	20.7	31.0	48.3	52.9	24.1

設問B：社会の偏見にさらされて大変だと思いますか。(%)

そう思う	そう思わない	どちらとも言えない	無回答
69.0	8.0	21.8	1.2

(3) 人権侵害の事例

ア 知的障害者に対する財産侵害

会社の役員が、会社を設立した直後の平成5年から平成8年までの間に、知的障害のある従業員2人から、財産管理のため預かっていた預貯金数千万円を無断で使い込み、また、平成8年には、知的障害者の保護者からも一千万円をだまし取るという事件（後に一部返済済み）がありました。

知的障害のある人は自ら財産を管理することが困難な場合がありますし、その保護者は、お世話になっている会社に対して弱い立場にあります。こうしたことを悪用した詐欺や横領は、極めて悪質な人権侵害です。

イ 障害者福祉施設職員の利用者への傷害

平成11年7月、知的障害者授産施設の職員が、朝の掃除の指導をしていたとき、トラブルにより施設の利用者に大けがを負わせるとともに、その後の治療に当たって施設職員の医師への説明が適切さを欠いたため、容態が急変し、緊急手術を行うという事案がありました。

施設職員は、利用者の自立に向けた適切な指導を行う立場にあることを、常に認識するとともに、より一層の人権尊重の意識の高揚が求められます。

ウ 障害者110番での相談事例

- ①障害があるため、職場でいじめられる。
- ②障害があるため、職場の同僚に白い目で見られる。
- ③障害を理由に家主からアパートの退去を言われた。

などの相談事例がありました。

障害のある人が職場や地域で障害のない人と同等に生活できるためには、県民一人ひとりが障害や障害者について、正しく理解するとともに、豊かな心を持って行動することが大切です。

エ 点字ブロック上への駐輪など

近年、障害のある人が地域で活動できるように、点字ブロックや車いすを利用している人用の駐車スペースの整備が進んでいますが、その点字ブロックの上にバイクや自転車を駐輪している場合が多く見られます。こうした行為は、目の不自由な人をはじめ、障害のある人にとって危険だけでなく、通行の邪魔にもなっています。

また、車いすを利用している人用の駐車スペースに障害のない人が駐車して、本来の機能が果たされていない状況も見受けられます。

(4) 人権尊重への取り組みの事例

ア 障害者の日の集い

県民の障害及び障害者に対する認識をより一層深め、差別と偏見をなくし、「ともに活動する社会」を目指す気運を高めるために「障害者の日（12月9日）の集い」を開催しています。

イ 高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）

高知県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者や障害者の自立と積極的な社会参加を実現するために、不特定多数の人が利用する公共的な建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるような措置していく必要があります。このため、建築主への指導、誘導等の総合的措置を講じることを目的とした法律がいわゆる「ハートビル法」です。例えば、デパート、ホテル、スーパーマーケットなど不特定多数の人が利用する建築物の建築主は、出入口、廊下、階段、便所等を高齢者、障害者等が円滑に利用できるような措置を講ずるよう努める、といったことです。

また、高知県では、不特定多数の人が利用する建築物・道路・公園・公共輸送車両等の公共的施設を障害者や高齢者が安全で快適に利用できるものとするため、県の定める整備基準に適合するよう、整備・改善に努めることを目的として「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」を平成9年4月1日に施行しています。

ウ 地域福祉権利擁護事業

痴呆性的高齢の人や知的障害のある人などに代わって、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などのお手伝いをする事業が平成11年10月から実施されています。

この事業は、高知県社会福祉協議会と利用者が契約を結び、具体的支援は「生活支援員」が行います。

エ 第2回全国障害者スポーツ大会（よさこいピック高知）

平成14年11月9日（土）～11日（月）の3日間、障害者の自立と社会参加の促進などを目的として、第2回全国障害者スポーツ大会が本県で開催されます。

春野総合運動公園をメイン会場として、陸上、水泳など個人6競技、車椅子バスケットボール、バレーボールなど団体7競技が、県中央部（高知市、南国市、土佐市、伊野町、春野町）の9会場で行われます。

この大会には、様々な障害のある選手が参加されますので、宿舎や会場のバリアフリー化はもとより、聴覚障害者の方へ情報を提供する手話通訳者や要約筆者、各県選手団の案内・介助にあたるサポーター、競技会場等で案内や介助にあたるボランティアの配置など、運営面でもきめ細かい対応が必要です。

県民参加による大会運営やその準備等を通じ、障害や障害者に対する理解と認識を深め、県民一人ひとりがお互いを尊重し、共に生きる社会づくりを目指した取り組みを進めることとしています。

オ イベントなどを通じた取り組み

平成5年度から行われている「佐川車いすロードレース大会」や平成8年度からの「太平洋スーパーチャレンジカップ」等のイベントを通して、障害のある人に対する理解を深める取り組みが行われています。

カ 企業の理解と協力

企業内に知的障害のある人が働ける作業所を設置し、障害のある人の安定的な仕事の確保を図っているとともに、企業の従業員にとって、障害のある人への理解が深められています。

キ ガソリンスタンドでの取り組み

高知市のあるガソリンスタンドでは、バス停で、バスを下車した視覚障害者が道路を横断する際に、ガソリンスタンドの従業員が誘導を行っています。

(5) 相談窓口

ア 電話相談事業（障害者 110 番）

（088）871-1212

①事業内容

- ・ 障害のある人やその家族が抱える人権や財産などの問題に対して、専門相談員や弁護士が電話や面接により相談に応じています。

②相談体制等

- ・ 法律相談（弁護士）・・・・・・第2月曜日 9:30～16:00
- ・ その他相談（専門相談員）・・・・月～金曜日（第2月曜日除く。）

9:30～16:00

土・日・祝祭日 10:00～15:00

夜間等上記以外の時間は留守番電話、FAXで対応。

イ 県内各地域に身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置し、相談に応じたり、必要な指導を行っています。詳しくは最寄りの市町村役場にお問い合わせください。

ウ 心の健康について「精神保健福祉センター」で電話や面接による相談を実施しています。

（1）電話相談事業（こころのテレ相談）

（088）823-0600

内容

- ・ 精神障害者やその家族が抱える精神障害に関する医療及び社会復帰などの問題に対して電話や面接により相談に応じています。

相談時間

火～金 10:00～12:00（精神保健相談員）

月～金 13:00～15:00（医師、臨床心理士）

（2）面接相談

- ・ 電話による予約制で面接相談を実施しています。

エ 高知県社会福祉協議会

高知県社会福祉協議会では、痴呆性高齢者や知的障害者など、自己決定能力が低下している方々が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の出し入れを支援する「地域福祉権利擁護事業」を実施しています。

〒780-8567

高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ内

電話（088）844-4600

FAX（088）844-3852

6 HIV感染者等

(1) HIV感染者等の人権

現在の社会においては、さまざまな病気、特に感染症に対する正しい知識と理解が十分に普及している状況にはありません。

エイズ（※）、結核、ハンセン病、腸管出血性大腸菌0-157などの感染症にかかった患者・感染者が、これらの感染症に対する誤った認識や偏見などにより、施設や職場などさまざまなところで差別を受けています。

また、これまで、感染者などからの集団での感染予防に重点を置いてきたことにより、患者個人として安心して医療を受け早期に社会復帰することや入院治療に際して十分な説明を受けることなど、患者・感染者の人権に対する配慮が必ずしも十分ではありませんでした。

こうした感染症のうち、近年、特に関心を集めているエイズについては、その原因はHIVといわれる非常に感染力の弱いウィルスであり、通常ではうつりにくい病気であることがわかっています。

わが国においては、昭和61年から昭和62年にかけて全国的にエイズ問題がクローズアップされ、当時は、治療方法や感染経路などが特定し難い病気であるという情報などによって、国民のエイズに対する認識が誤ったイメージとして定着しました。

その後、エイズに関するさまざまな情報の提供により、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、いまなお誤った認識や偏見が存在しています。

今後は、エイズをはじめとするさまざまな感染症にかかった患者・感染者が、偏見をもたれたり、差別を受けることがないように、正しい知識を普及啓発するとともに患者・感染者の権利を守るためのさまざまな取り組みを進める必要があります。

※ エイズ（AIDS）とは、

エイズ（AIDS）とは、「後天性免疫不全症候群」（Acquired Immune Deficiency Syndrome）の略称です。

また、HIV（ヒト免疫不全ウィルス：Human Immunodeficiency Virus）に感染している人をHIV感染者と称し、HIVに感染し、発病している人をエイズ患者と称しています。

(2) 現状と課題

エイズを取り巻く現状は、世界的な規模での増加傾向にあり、今後日本を含むアジアでの蔓延が危惧されています。

わが国においては、さまざまな情報の提供にもかかわらず、HIV感染者は年々増加しており、エイズについての正しい情報の提供と啓発活動など、感染予防対策が必

要となっています。

また、エイズ患者やH I V感染者に対して、差別や偏見に満ちた態度をとることやプライバシーを侵害することなどが大きな問題となっており、エイズについての正しい知識と理解を深める取り組みが必要です。

(3) 人権侵害の事例

本県においては、1987年（昭和62年）にHIV感染者である妊婦に関する過激な報道事例がありました。全国的にはエイズ患者やHIV感染者に対する次のような人権侵害の事例が報告されています。

- ① 医療現場における診療拒否、プライバシーの漏洩や無断検査
- ② 職場における解雇（解雇されそうになる）や無断検査
- ③ 学校などにおけるいじめ、入園拒否
- ④ 施設における入所拒否や入所者の退所
- ⑤ マスコミにおけるプライバシーの侵害
- ⑥ 地域社会における排斥や悪意のある噂の流布

エイズの感染経路は①セックス②妊娠した母親から胎児・新生児への母子感染③HIVに汚染された注射器の共同使用④HIVに汚染した血液の輸血や血液製剤の使用の4つにほぼ限定されます。

日本国内のHIV感染者及びエイズ患者は現在約6,000人ですが、世界では約3,000万人と推計されており今も増加しています。近年、エイズに対する治療薬・治療法は著しい進歩を遂げており、エイズはもはや「死に至る病」ではなくなりつつあります。また、HIV感染症は感染力が弱く、正しい知識による予防によって感染を防ぐことのできる病気です。

病気に関する正しい理解と認識を深めることによって命の大切さを感じていくことが感染者の人権尊重と人権侵害の防止になるのではないのでしょうか。

(4) 人権尊重への取り組みの事例

ア STOP! AIDS CAMPAIGN IN KOCHI (ストップ!エイズキャンペーン イン コウチ)

県では、エイズとともに生きる人々への理解と支援のシンボルである「レッドリボン」をシンボルマークとした啓発資料及びグッズを作成し、HIV患者や感染者の方に対する偏見や差別の解消とエイズに対する正しい知識の普及による感染拡大の防止を目的として、「世界エイズデー」の12月1日を中心として「STOP! AIDS CAMPAIGN IN KOCHI」と題し、イベントやマスメディアを活用した啓発活動を行っています。

◎啓発資料・グッズの作成及び配布

- ・リーフレット（保健所等エイズ相談検査担当窓口などを表記）
- ・ステッカー
- ・レッドリボンのピンバッジ
- ・感染症対策ムック（エイズをメインに他の感染症も含めた情報ガイドブック）

◎マスコミによる広報（テレビ番組内スポット、FM高知コーナー番組等）

◎シンポジウム、コンサート、

イ 保健所による啓発活動（平成11年度の取り組み）

- ・中央東保健所：高知工科大学学園祭において
高知大学農学部学園祭において
内容：クイズ形式のアンケートによる知識の普及及びキャンペーン用グッズの配布
- ・中央西保健所：高知リハビリテーション学院講演会
内容：保健所長による講演、アンケートによる学生の知識の把握

ウ 文部省エイズ教育（性教育）推進地域事業

文部省より、平成8、9、10年の3年間、高知市がエイズ教育推進地域事業の指定を受け、学校・家庭・地域に広がる実践研究に取り組んできました。

主催：高知県教育委員会・高知市教育委員会・高知市エイズ教育推進委員会
高知市立横浜小学校・高知市立横浜中学校・高知県立高知南高等学校

【レッドリボンとは・・・】

古くからヨーロッパに伝わる伝統的な習慣のひとつで、病気や事故で人生を全うできなかった人々への「死を悼む心」を表すものから始まりました。アメリカでAIDSが広がり始めたころ、問題意識を高めようとレッドリボンをシンボルとして「リボンプロジェクト」が始まり、現在、AIDSに対して差別や偏見を持っていないというメッセージとして使用されています。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症新法）

平成11年4月1日いわゆる感染症新法が施行されました。

いままでの伝染病予防法は集団の感染症予防に重点を置いてきたことから、人権に配慮した法律とは言い難い面がありました。

感染症新法では、患者や感染者を社会から切り離すといった視点でとらえるのではなく、患者の人権を尊重し、差別や偏見がなく一人ひとりが安心して医療を受けて早期に社会に復帰できることなど「健康な生活を営むことができる権利」、「個人の意思の尊重」、「自らの個人情報を知る権利と守る権利」などに配慮することが定められています。

(5) 相談窓口

ア 高知県健康福祉部健康政策課

厚生省との連携により常に最新の情報と対応を備えており、エイズをはじめ感染症全般に対して問い合わせと相談を受け付けています。

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

電話 (088) 823-9677 (感染症班)

FAX (088) 873-9941

イ エイズ予防財団

エイズの知識の普及啓発とエイズ対策の研究推進を目的とする厚生省の外郭団体です。電話相談、エイズ教育の講演会・イベント、啓発パンフレットの作成などを行っています。

0120-177-812 (フリーダイヤル)

ウ 保健所

最寄りの保健所で電話や面接により相談に応じるとともに、無料でHIV抗体検査を実施しています。

室戸保健所	室戸市室戸岬町4321-2	電話0887-22-0811
安芸保健所	安芸市矢ノ丸1丁目4-36	電話0887-34-3175
中央東保健所	香美郡土佐山田町山田1128-1	電話0887-52-4594
本山保健所	長岡郡本山町本山946-6	電話0887-76-2028
中央西保健所	高岡郡佐川町甲1243-4	電話0889-22-1240
高幡保健所	須崎市東古市町6-26	電話0889-42-1875
窪川保健所	高岡郡窪川町古市町8-3	電話0880-22-1121
幡多保健所	中村市山手通19	電話0880-35-5979
土佐清水保健所	土佐清水市西町4-5	電話08808-2-1217
高知市保健所	高知市丸ノ内2丁目4-1	電話088-822-0477

エ HIVと人権・情報センター

わが国で最初に設立されたHIV感染者を受け入れる民間救援団体です。エイズ患者・HIV感染者のカウンセリングやケア、人権の擁護、感染の予防と啓発を主に活動しています。

(四国支部) 電話 089-914-0051

7 外国人

(1) 外国人の人権

国際化の進展とともに、人々の交流も活発化し、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。多くは、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が充分でないことに起因するものですが、人種、民族、国籍などに対する固定的なものの見方が人権侵害につながる場合もあります。

さまざまな国の文化などの「違い」を「違い」として認めるとともに、人間としての共通性や共感する心への理解を深めることが、一人ひとりの人間が互いに信頼し合うことのできる社会の実現にもつながります。

特に、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国の人々については、歴史的経緯等に関する県民の認識が充分ではないと思われることから、アジアの人々との草の根交流などを進め、相互理解を深める中で、人権尊重の意識づくりに取り組む必要があります。

人種差別撤廃条約

(「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の略)

1965年の第20回国連総会で採択されたこの条約は、人種・皮膚の色・世系・民族など、広い範囲の差別撤廃と、国家や人種等集団間の理解や寛容、友好を促進することを目的としており、加盟国はあらゆる差別を禁止し終了させるため、適切な行動をとることを約束しています。日本は1995年12月にこの条約を批准し、1996年1月14日から発効しています。

(2) 現状と課題

平成11年12月31日現在、県内には2,976人の外国人が暮らしており、国籍別に見ると中国籍が860人と最も多く、韓国・朝鮮籍824人、フィリピン籍497人、インドネシア籍155人と続き、約60か国の人々が本県に在住しています。

韓国・朝鮮籍の人々の大半は第二次世界大戦以前からさまざまな経緯で日本で暮らし始め、その後も引き続き日本に在留している人々及びその子孫です。

また、近年では、留学・研修・興業及び国際業務などさまざまな目的で県内で生活している外国人が増加しています。

こうした傾向は今後ますます進むと考えられ、外国人にとっても暮らしやすいと感じてもらえる県づくりを目指して、地域における国際化を推進する必要があります。

こうした観点から、本県では、(財)高知県国際交流協会を中心に、国際理解のためのイベントなどの開催、外国人のための日本語講座、相談業務のほか、国際交流ボランティアバンクの運営等を行っています。また、外国人を会員とする「こうちくらぶ」を平成8年度に設立し、会員の意見をさまざまな行政分野に生かす運営を目指しています。

しかし、県内在住外国人の人権を尊重するための施策については充分と言えない面もあり、今後は、県民の意識啓発を一層進め、外国人に対する差別や偏見のない地域社会をつくっていく必要があります。

こうちくらぶ

高知県に在住する外国人及び本県に暮らしたことがあるなど、本県と縁の深い海外の外国人を会員とする国際ネットワーク組織として、平成8年7月に設立。県内活動では、会員の意見・提言を反映した外国人にも暮らしやすい地域づくりや、国際交流の拡がりを目指した取り組みを進めています。

(平成11年12月20日現在会員数 457名)

高知県国籍別外国人登録人員

平成11年12月31日現在

総計	2,976		
国籍	計	国籍	計
アルバニア	2	マレーシア	12
オーストラリア	55	メキシコ	1
バングラディシュ	32	ミクロネシア連邦	1
ベルギー	2	モンゴル	8
ブラジル	22	モロッコ	3
カンボディア	2	ネパール	4
カナダ	36	オランダ	2
中国	860	ニュー・ジーランド	11
コロンビア	3	ナイジェリア	6
キューバ	1	パラグアイ	2
デンマーク	3	フィリピン	497
ドミニカ共和国	1	ポーランド	5
エクアドル	3	ポルトガル	1
エル・サルヴァドル	1	ルーマニア	33
エチオピア	3	ロシア連邦	9
フランス	8	シンガポール	2
ドイツ	4	スロヴァキア	2
ガーナ	5	南アフリカ	11
ホンデュラス	1	スペイン	1
インド	19	スリ・ランカ	7
インドネシア	155	スウェーデン	1
イラン	8	スイス	2
アイルランド	1	タイ	24
イスラエル	1	ミャンマー連邦	1
イタリア	1	英国	40
ジャマイカ	1	米国	100
ケニア	1	ウクライナ	2
韓国又は朝鮮	824	ヴェトナム	130
ラオス	1	ユーゴスラヴィア連邦共和国	1
マラウイ	1		

外国人登録国籍別人員調査表別表による国名表記

(3) 人権侵害の事例

ア 理解と認識

人種、民族、国籍や文化の違いによって、その人を侮辱したり、排除したりすることは人権侵害です。

一般的には、欧米諸国に比較してアジアの国の方々を軽視する傾向も見られますが、これは、アジア地域に対する理解が不十分なことにより、アジアの国の人々の人権に無理解な行動や態度につながっています。

日本人は、日本人以外の人々を区別するとき「ガイジン」という言葉を使いますが、日本人が国外に出たときには、「ガイジン」ではなく、「日本人」と呼ばれます。肌の色、言葉、考え方の違いによって偏見や差別心を持つのではなく、「違い」を「違い」として認めるとともに、一つの地球で生活していく人間としての共通性や共感する心を大切にすることが、一人ひとりの人間が尊重され、互いに信頼し合うことができる社会づくりにつながっていくのではないのでしょうか。

イ 入居拒否

外国からの留学生などが住居提供を断られるといったことは、外国人に対する誤った意識や偏見によるものと考えられます。

(4) 人権尊重への取り組みの事例

ア こうちくらぶネットワーク事業

県内在住の外国人と高知県ゆかりの外国人を会員とする「こうちくらぶ」の組織と機能を活用し、日本語講座や日本文化講座の開設等、在住外国人に対する生活面の支援、また総会での会員の意見を地域の国際化施策に取り入れるなど、外国人にとっても住みやすい地域づくりを目指しています。

また、アジアの留学生を講師として地域に派遣する異文化出前講座や、日本人ボランティアと会員の共同作業によるよさこい祭への参加等、外国人や異文化に対する理解と関心を促す機会をつくっています。

イ 土佐弁ミュージカルの県内巡演（ボランティア）

外国青年のボランティアグループ「Genki 青年会」が障害者施設への募金活動を行いながら県内各地で土佐弁によるミュージカルを巡演し、地域のボランティアや障害のある人との交わりを通して偏見や差別のない共生社会づくりを呼びかけます。

ウ 「こうちくらぶ」メンバーによる人権啓発活動への参加

「こうちくらぶ」の会員が地域の子ども会活動に参加したり、人権問題を考える研修会の講師を務めるなど、地域住民とともに人権について考える取り組みを行っています。

また、人権啓発フェスティバルの人権に関するワークショップに参加し、日本人参加者とともに考え、意見を交わすことで、人権問題が外国人も共に生きる社会の共通の課題であることを示しました。

エ 学校教育活動における取り組み（小・中・高等学校）

外国人である外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）による授業を行い、そこでの交流から諸外国の文化に対する理解や人間としての共通性への理解を深め、ともに協調して生きていく態度の育成を図っています。

オ 「生き生き地球っ子育成事業」（小・中学校）

国際化に対応できる子どもを育成することを目的として、小学校段階からの英会話及び国際理解教育の在り方について、小中が連携し保護者や地域の方々の参加を得て取り組みを進めています。

保護者や地域の高齢者の方々を招き、「インターナショナルデー」を行い、全校の子どもたちが英語劇を上演したり、国際交流参観日やALTによる講演会を行う等、地域ぐるみの国際交流を行っています。

カ 国際理解協力（高等学校）

高等学校では、設置学科や市町村の姉妹都市提携等の特色ある取り組みの一環として、多数の高等学校が国際交流活動に取り組んでいます。外国の高等学校と姉妹校提携を結び、生徒の相互訪問を実施したり、海外での語学研修や体験研修の実施、インターネットによる日常的な情報交換を通じて国際理解教育に努めています。

また、県教育委員会では、毎年、夏季休業中に高校生をオーストラリアやブラジルに派遣し、国際感覚豊かな若者の育成に取り組んでいます。平成12年度には、県内のすべての高等学校の生徒を対象に「高校生夢企画」事業を実施し、高校生自らの自主企画により50名の生徒を海外に派遣することになっています。

キ 外国青年ふれあい事業

国際交流員が、PTAなどの社会教育関係団体や公民館、青少年教育施設等での異文化理解のための講座に講師として参加し、外国人や異文化への理解を支援しています。

また、日本語と英語の2カ国語による国際交流情報誌「Oi!Kochi」（年6回）を発行しています。

(5) 相談窓口

こうちくらぶ

財団法人 高知県国際交流協会

「こうちくらぶ」の総会開催時に意見交換を行ったり、各種相談事業も行っていきます。また、(財)高知県国際交流協会の窓口では生活相談を行っています。

こうちくらぶ事務局

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県国際交流課内

電話 (088) 823-9605

FAX (088) 823-9250

(財)高知県国際交流協会

〒780-0870

高知市本町4丁目1-37

電話 (088) 875-0022

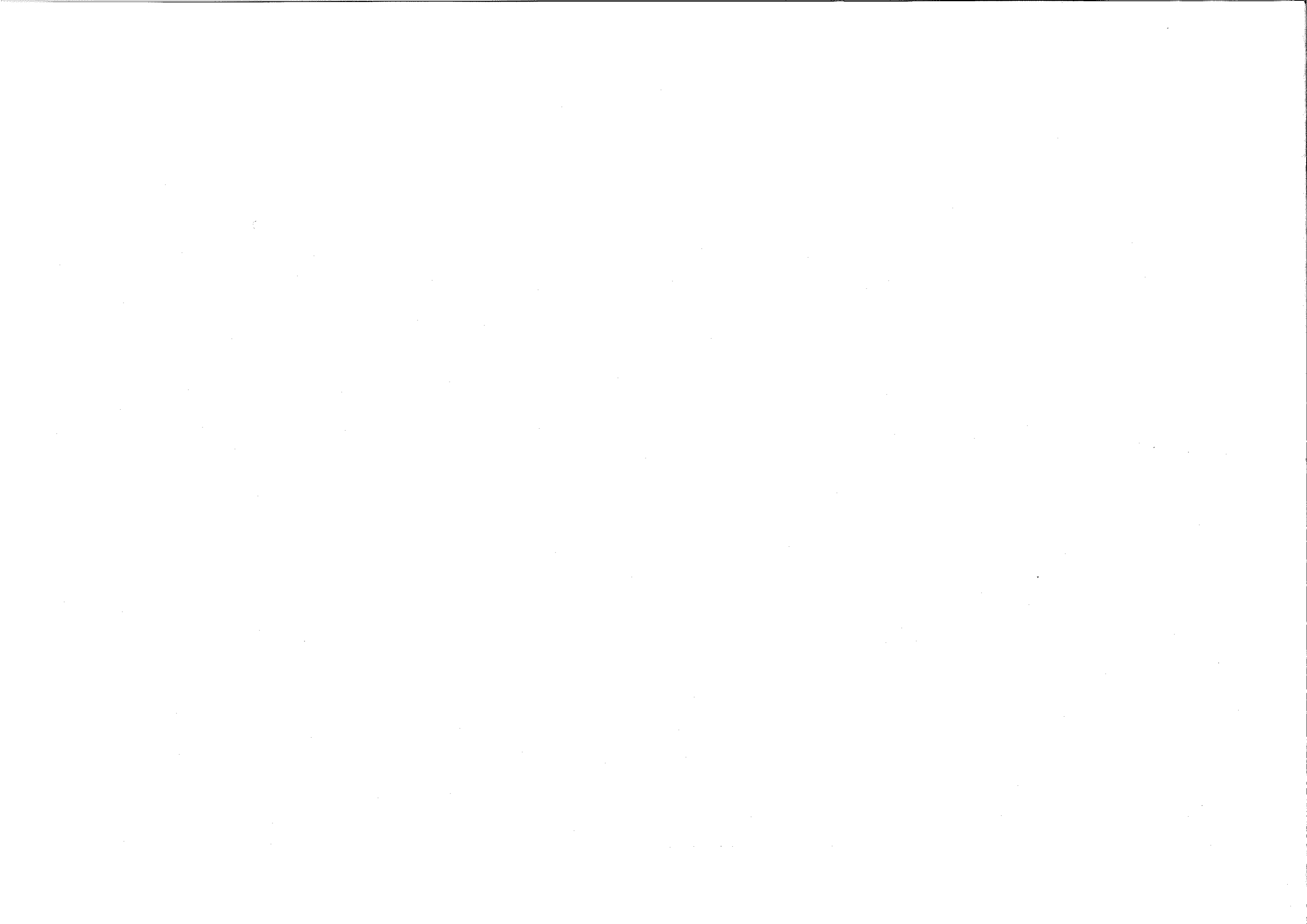
FAX (088) 875-4929

8 人権に関する条例

県内に暮らすすべての人がそれぞれ一人ひとりの人間として、人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会を築いていく事を目的として「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。県内でも赤岡町、中土佐町、吉川村、十和村、春野町、室戸市、土佐清水市、須崎市、宿毛市、安芸市の10市町村が人権に関する条例を制定しています。

人権に関する相談窓口一覧

項目	相談したい内容	機関名	住所	(上段)電話 (下段)FAX
人権全般	人権全般についての相談	高知地方法務局 人権擁護課	高知市小津町4-30	(088)822-3503 (088)822-3349
人権全般	人権全般についての相談や差別落書きなどを発見した場合	高知県企画振興部 人権課	高知市丸ノ内1丁目2-20	(088)823-9805 (088)823-9212
人権全般	人権全般についての相談や差別落書きなどを発見した場合	高知県教育委員会 人権同和教育課	高知市丸ノ内1丁目7-52	(088)821-4765 (088)821-4559
人権全般	同和問題をはじめとする人権問題の研修や学習を行いたい場合や人権・同和教育視聴覚教材の貸し出しに関する事	(財)高知県人権啓発センター	高知市本町4丁目1-37	(088)821-4681 (088)821-4440
人権全般	人権・同和教育視聴覚教材の貸し出しに関する事	高知県教育委員会視聴覚ライブラリー	高知市丸ノ内1丁目1-10	(088)872-3991 (088)872-3996
同和問題	同和問題に関する事	高知県企画振興部 同和対策課	高知市丸ノ内1丁目2-20	(088)823-9806 (088)823-9212
女性	女性への暴力に関する事や、女性の保護更生・自立更生に関する事	高知県女性相談所	高知市愛宕町3丁目12-29	(088)822-5520 (088)822-6775
女性	職場におけるセクシュアルハラスメントなどについて	高知県商工労働部 労働政策課	高知市丸ノ内1丁目2-20	(088)823-9764 (088)823-9277
女性	職場におけるセクシュアルハラスメントなどについて	労働省高知女性少年室 (平成12年4月1日から労働省高知労働局雇用均等室)	高知市南金田48-2	(088)885-6041 (088)885-6042
女性	女性の方が抱えるさまざまな悩みや日常生活の中で直面する問題、不安や心配事に関する相談	こうち女性総合センター	高知市旭町3丁目115	(088)873-9100 (088)873-9292
子ども	子どもの養育の問題、いじめ、虐待、不登校や非行、障害に関する事	中央児童相談所 幡多児童相談所	高知市大津甲770-1 中村市具同1283	(088)866-6791 (088)866-0839 (0880)37-3159 (0880)37-3205
子ども	進路や学校生活、問題行動等について、高校生や保護者の相談	高校生心のテレホン相談		(088)834-4554
高齢者	高齢者や家族が抱える福祉・保健・医療などの心配事についての相談	シルバー110番	高知市朝倉戊375-1	(088)875-0110 (088)844-9443
高齢者	高齢者自らの心配ごとや介護に当たる家族の悩みなどの相談	在宅介護支援センター	各市町村高齢者福祉担当窓口	
高齢者 障害者	高齢者や知的障害者が地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助や「地域福祉権利擁護事業」などについての相談	高知県社会福祉協議会	高知市朝倉戊375-1	(088)844-4600 (088)844-3852
高齢者	高齢者の心配ごとや法律相談などの総合相談	ふくし交流プラザ	高知市朝倉戊375-1	(088)844-9007 (088)844-9411
高齢者	高齢者の社会参加や雇用のことなどについて	高知県シルバー人材センター連合会	高知市丸池町1番1-14	(088)880-4570 (088)883-0008
障害者	障害者や家族が抱える人権や財産などの問題に関する事	障害者110番	高知市本町4丁目1-37	(088)871-1212 (088)871-1265
障害者	精神障害者その家族が抱える精神障害に関する医療及び社会復帰などの問題に関する事	こころのテレ相談	高知市丸ノ内2丁目4-1	(088)823-0600
HIV感染者等	AIDSをはじめ感染症全般に関する事	高知県健康福祉部 健康政策課	高知市丸ノ内1丁目2-20	(088)823-9677 (088)873-9941
HIV感染者等	AIDSをはじめ感染症全般に関する事	県内各保健所		
外国人	外国人の生活相談など	こうちくらぶ事務局	高知市丸ノ内1丁目 2-20 県国際交流課内	(088)823-9605 (088)823-9250
外国人	外国人の生活相談など	(財)高知県国際交流協会	高知市本町4丁目1-37	(088)875-0022 (088)875-4929



おわりに

平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行され約2年の月日が経ちました。その間、県では「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定し、人権尊重の社会づくりを推進するための県の取り組みや企業や県民の皆様にご期待する取り組みをお示しいたしました。また、県民の皆様によりわかりやすく、迅速に人権問題への対応ができるようにするため県庁内に「人権課」を創設いたしました。

本書のような県民の皆様により知られていない人権尊重への取り組みや人権侵害の実態をとりまとめて紹介する冊子は全国的にも例がなく、高知県で作成することもこれが初めてということもあり、内容につきましても十分でないところがあるかと思いますが、本書によりまして、少しでも、身近にある差別や人権侵害に気づいていただき、県民の皆様におかれましても、職場や地域、家庭において、人権が尊重される社会の実現の一助になれば幸いです。



高知県人権尊重の社会づくり条例

高知県人権尊重の社会づくり条例

(平成10年高知県条例第2号)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、高知県においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならない。

ここに、私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村及び県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的に推進するものとする。

2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定

期的に公表するものとする。

- 3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。

(人権施策の基本方針)

第5条 知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(高知県人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

- 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

高知県人権施策基本方針



すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならない。

県では、人権が尊重される明るい社会を目指し、平成10年4月に施行した「高知県人権尊重の社会づくり条例」において、人権尊重の社会づくりを進めていくために県、市町村、県民の責務を明らかにした。また、同年7月に策定した「人権教育のための国連10年」高知県行動計画では、人権教育・啓発に関する県の取り組みや企業・県民に期待する取り組みを具体的に示した。

ここに、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取り組みを一層促進させるために、同条例第5条に基づき、人権教育・啓発に関する施策の基本方針を定めるものである。

〈推進方針〉

今後の人権施策の推進については、さまざまな人権の中から、県民に関わりが深く、身近な人権問題として、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「人権教育のための国連10年」高知県行動計画で例示してある同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人に関わる人権問題について共通する施策の方向性を示すとともに、それぞれの問題の現状と課題を明らかにし、推進方針を定めるものとする。

1 共通事項

(1) 人権教育・啓発の推進

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画に基づき人権教育・啓発を推進する。

ア 就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚を図るための人権教育を推進する。

イ 県民一人ひとりが人権問題についての関心と正しい認識を深め、人権尊重の社会づくりに向けて自主的に行動していけるよう、人権に関する講演会や研修会の開催、マスメディアの活用による広報、実践につなげることのできる啓発パンフレットの作成、配布など、さまざまな機会を通じた啓発活動を推進する。

ウ 企業内研修の充実のため、体制の整備を支援する。

エ 人権に関する家庭での学習を促進するため、人権に関する学習機会の提供や学習情報等の提供を行う。

オ 県職員や市町村職員はもとより、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員など人権に関わりの深い職業に従事する職員に対する人権教育を充実する。

(2) 相談・指導体制の充実

ア 県民が人権侵害を受けたとき、その内容等について相談ができる体制の充実や、適切な指導・助言ができる人材の育成に努める。

イ 人権尊重の社会づくりに取り組む市町村、関係機関、NPOなどに対する指導・助言・支援を行うとともに、県民の自発的な取り組みを支援する。

(3) 調査・研究の推進

県民の人権意識や人権侵害の実態などを把握・公表し、これまでの人権教育・啓発活動の実施状況や効果等について点検を行い、効果的な人権施策の研究・開発を行う。

(4) 推進体制

ア 高知県人権尊重の社会づくり協議会などの意見を踏まえ、国連人権教育高知県推進委員会を中心に、人権施策を総合的に推進する。

イ 人権教育・啓発を行う県の関係機関等の取り組みを充実・強化する。

ウ 市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図る。

2 個別事項

(身近な課題ごとの推進方針)

(1) 同和問題

ア 現状と課題

これまでの同和对策事業の実施により、対象地域の生活環境などは相当整備されてきた。一方、児童生徒の学力・進路に関わる問題や不安定な就労の実態、また同和問題に対する誤った知識や偏見による差別意識の存在など多くの課題が残されている。

イ 推進方針

同和問題は人権問題の重要な柱であるとの認識のもと、その解決に向けた取り組みを推進し、差別のない社会の実現を図る。

(7)「同和問題の解決は行政の責務であり、県民一人ひとりの課題である。」という認識の醸成

(1)我が国の歴史における支配・被支配の関係やその起源等について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい認識を深める教育・啓発の推進

(2) 女性

ア 現状と課題

法律や制度面からの整備は着実に進んでいるが、固定的な性別役割分担意識や雇用の場における格差、女性に対する暴力など、いまだに広く女性に対する直接、間接の差別が存在している。

こうした差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加、参画を一層促進する必要がある。

イ 推進方針

女性に対するさまざまな差別を解消することにより、女性の人権が男性と対等、平等に尊重され保障される社会の実現を図る。

(7)両性の尊厳・平等を目指す教育・啓発の推進

(1)女性への差別の解消に向けた普及・啓発

- ・雇用の場における実質的な男女平等
- ・家庭生活や地域社会への男女共同参加
- ・政策、方針決定への参画
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・メディアにおける女性の人権の尊重

(3) 子ども

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進行、受験競争の激化などにより生活のゆとりの喪失や家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、非行、いじめ、児童虐待などの問題が深刻化し、その早急な解決が求められている。

イ 推進方針

子どもが一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図る。

(7) 個性や人権を尊重した教育の推進

(1) 子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発

(ウ) 家庭における親子の対話やふれあい、地域社会における生活体験や自然体験の機会の充実

(4) 高齢者

ア 現状と課題

高齢化先行県である本県においても、高齢者が自立し安心して暮らすために、就労機会の確保や保健福祉サービスの充実などの環境づくりが大きな課題となっている。

また、介護する家族の負担や、痴呆性高齢者らが受ける人権侵害なども高齢者を取り巻く社会の大きな問題である。

イ 推進方針

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいをもって生活していける社会の実現を図る。

(7) 高齢者に対する理解の促進

- ・ 加齢に伴う心身機能の低下に対する理解
- ・ 財産管理や権利擁護などの福祉サービスの周知

(1) 高齢者の社会参加の促進

- ・ 世代を越えた交流やふれあいの機会の充実
- ・ 雇用や社会参加の充実

(5) 障害者

ア 現状と課題

障害のある人が地域の一員として活動し、自立した生活を送ろうとするとき、物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）や制度的な障壁（各種の資格制度、就職試験などでの差別）などが問題となる。

中でも、大きな問題は、障害に対する理解が十分でない人達の心ない言葉や行動によって障害のある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることであり、社会全体が障害について正しく理解することが必要である。

イ 推進方針

障害のある人もない人も、地域でともに生活できる社会の実現を図る。

(ア) 障害や障害のある人に対する理解の促進

- ・ 障害のある人との交流やふれあいの機会の充実
- ・ 財産管理や権利擁護などの周知

(イ) 障害のある人の社会参加の支援

- ・ 「ひとにやさしいまちづくり」の推進
- ・ 雇用の促進や働きやすい環境の整備

(6) HIV感染者等

ア 現状と課題

エイズ、結核、ハンセン病、腸管出血性大腸菌O-157などの感染症にかかった患者・感染者が誤った認識や偏見などにより差別を受ける場合がある。

感染症についての正しい情報の提供と啓発活動などにより、患者・感染者の権利を守るための取り組みを進める必要がある。

イ 推進方針

さまざまな感染症にかかった患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域でともに生活できる社会の実現を図る。

(ア) エイズ等についての正しい情報の提供

(イ) 感染予防対策を通じた啓発活動の実施

(7) 外国人

ア 現状と課題

国際化の進展とともに、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が顕在化している。

一般的には、欧米諸国に比べアジアの人たちを軽視する傾向があり、

歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国についての理解や認識を深める必要がある。

イ 推進方針

外国人にとっても暮らしやすい、差別や偏見のない地域社会の実現を図る。

(7)外国人や外国の文化との交流、国際理解の促進

(1)アジアの近隣諸国について理解を深めるための知識の普及

高知県の人権について

平成12年3月発行

発行 高知県人権課
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
TEL (088)823-1111

印刷 有限会社 北添印刷
〒780-8040
高知市神田1128-23
TEL (088)832-8563